

評価方法基準（素案）

— 個別性能項目関係 —

1. 構造の安定に関する評価方法基準（素案）	1
2. 火災時の安全に関する評価方法基準（素案）	6
3. 劣化の軽減に関する評価方法基準（素案）	11
4. 維持管理への配慮に関する評価方法基準（素案）	26
5. 温熱環境に関する評価方法基準（素案）	29
6. 空気環境に関する評価方法基準（素案）	38
7. 光・視環境に関する評価方法基準（素案）	45
8. 音環境に関する評価方法基準（素案）	47
9. 高齢者等への配慮に関する評価方法基準（素案）	55

1. 構造の安定に関する評価方法基準（素案）

1. 適用範囲

新築住宅に適用する。2 から 7 までについては、戸建住宅及び共同住宅に適用する。このうち、5 については建築基準法に定める多雪区域のみに適用する。

2. 耐震等級（構造躯体の倒壊防止）に関する評価方法

2-1. 要求事項

極めて大きい地震に対する構造躯体の崩壊及び転倒のしにくさとする。

2-2. 要求水準

建築基準法に定める安全性の検証に用いる地震力に対する荷重比が、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる条件を満たす地震力までは、構造躯体が崩壊及び転倒しないこととする。

(い)	(ろ)
等級	荷重比
3	1.5
2	1.25
1	1.0

2-3. 判断基準

以下の(1)又は(2)によることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法によることとする。

(1) 計算による基準

※ここでは、要求水準に達していることを検証するための計算方法を示す。原則として、今後改正される建築基準法施行令及び関連告示（以下、改正政令等）で位置付けられる計算方法を引用することとする。ただし、改正政令等で想定する荷重の水準を超える荷重を加えることを前提とする本基準では、計算方法として採用することが妥当でないものについては、適用しない場合がある。また、計算方法によっては、改正政令等に規定される仕様基準を前提とするものもあり、この基準においても、該当する仕様基準を遵守していることを前提とする。また、原則として、各計算方法の適用範囲、外力等計算に必要な諸元の設定方法については、改正政令等によることとする。（以下の各種等級について同じ。）

※平成 12 年 2 月時点では、改正政令の内容が未定であるため、本基準においても、計算方法の詳細を明示することは困難であるが、仮に、現在検討されている新たな検証方法、従来から用いられている「保有水平耐力による検証法」について、規定する基準の骨子を以下に記述する。

① 検討されている新たな検証方法による基準

各等級毎に、2-2 の(ろ)欄に掲げる荷重比に相当する地震力が作用した時に、応答値が限界値を超えないこととする。

※本検証法に関する適用範囲並びに地震力、応答値及び限界値の設定方法は、改

正政令等による。

② 保有水平耐力計算法による基準

次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる標準せん断力係数 C_0 に対し、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることとする。

(い) 等級	(ろ) 標準せん断力係数
3	1.5
2	1.25
1	1.0

※本検証法に関する適用範囲並びに保有水平耐力及び必要保有水平耐力の設定方法は、改正政令等による。

※構造種別等により、等級2以上の検証においては、改正政令等で求める内容に必要な事項を加えることがある。

※現行の建築基準法では、保有水平耐力の計算（いわゆるルート3）の他に、いわゆるルート1又は2の計算方法が位置付けられている。これらのルートの取り扱いについても、改正政令の内容によるが、一部のルートについては、等級2以上の検証に用いることが適さず、他方、一部のルート（例：RC造のルート1）については、検証の内容に必要な事項を付加することが必要であること等を勘案して検討する。

(2) 仕様との適合による基準

① 木造の壁量計算法による基準

壁量が、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、必要壁量に対する壁量の倍率が(ろ)欄に掲げる数値以上であることとする。

(い) 等級	(ろ) 壁量の倍率
3	1.5
2	1.25
1	1.0

※各等級毎に、要求水準を満たすことが予め確認された仕様基準を定める。木造の壁量計算の前提条件については改正政令の内容によるが、壁量計算を等級2以上に用いる場合には、壁量のみでなく、部材の接合方法、壁配置のつり合い等の前提条件が確保されている必要があることを勘案して、本基準において必要な事項を付加することがありうる。

3. 耐震等級（構造躯体の損傷防止）に関する評価方法

3-1. 要求事項

中程度の地震に対する構造躯体の修復を要する程度の損傷のしにくさとする。

3-2. 要求水準

建築基準法に定める損傷防止の検証に用いる地震力に対する荷重比が、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる条件を満たす地震力までは、構造躯体が修復を要する程度

の損傷を受けないこととする。

(い) 等級	(ろ) 荷重比
3	1.5
2	1.25
1	1.0

3－3．判断基準

以下の(1)又は(2)によることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法によることとする。

(1) 計算による基準

※平成12年2月時点では、改正政令の内容が未定であるため、本基準においても、計算方法の詳細を明示することは困難であるが、現在検討されている新たな検証方法、従来から用いられている「各部の応力度による検証法」等について、規定することが想定される。

(2) 仕様との照合による基準

※各等級毎に、要求水準を満たすことが予め確認された仕様基準を定める。

4．耐風等級（構造躯体の倒壊防止及び損傷防止）に関する評価方法

4－1．要求事項

極めて大きい風圧に対する構造躯体の崩壊及び転倒のしにくさ及び中程度の風圧に対する構造躯体の修復を要する程度の損傷のうけにくさとする。

4－2．要求水準

建築基準法の安全性の検証に用いる風圧力に対する荷重比が、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる条件を満たす風圧力までは、構造躯体が崩壊及び転倒せず、かつ、建築基準法の損傷防止の検証に用いる風圧力に対する荷重比が、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる条件を満たす風圧力までは、構造躯体が修復を要する程度の損傷を受けないこととする。

(い) 等級	(ろ) 荷重比
2	1.2
1	1.0

4－3．判断基準

以下の(1)又は(2)によることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法によることとする。

(1) 計算による基準

※平成12年2月時点では、改正政令の内容が未定であるため、本基準においても、計算方法の詳細を明示することは困難であるが、現在検討されている新たな検証方法、従来から用いられている「各部の応力度による検証法」等について、規定することが想定される。

(2) 仕様との照合による基準

※各等級毎に、要求水準を満たすことが予め確認された仕様基準を定める。

5. 耐積雪等級（構造躯体の損傷防止及び倒壊防止）

5-1. 要求事項

極めて大きい積雪荷重に対する構造躯体の崩壊及び転倒のしにくさ及び中程度の積雪荷重に対する構造躯体の修復を要する程度の損傷のうけにくさとする。

5-2. 要求水準

建築基準法の安全性の検証に用いる積雪荷重に対する荷重比が、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる条件を満たす積雪荷重までは、構造躯体が崩壊せず、かつ、建築基準法の損傷防止の検証に用いる積雪荷重に対する荷重比が、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる条件を満たす積雪荷重までは、構造躯体が修復を要する程度の損傷を受けないこととする。

(い) 等級	(ろ) 荷重比
2	1.2
1	1.0

5-3. 判断基準

以下の(1)又は(2)によることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法によることとする。

(1) 計算による基準

※平成12年2月時点では、改正政令の内容が未定であるため、本基準においても、計算方法の詳細を明示することは困難であるが、現在検討されている新たな検証方法、従来から用いられている「各部の応力度による検証法」等について、規定することが想定される。

(2) 仕様との照合による基準

※各等級毎に、要求水準を満たすことが予め確認された仕様基準を定める。

6. 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法に関する評価方法

6-1. 要求事項

地盤の許容応力度又は杭の許容支持力が、根拠が明らかな方法により、設定されていることとする。

6-2. 判断基準

地盤の許容応力度又は杭の許容支持力が、単位（ kN/m^2 ）又は（ kN/本 ）により、設定されていることとする。また、その設定方法（設定の根拠となった地盤調査方法又はそれに準ずる資料）が明示されていることとする。

7．基礎の構造方法及び形式等に関する評価方法

7－1．要求事項

基礎の構造方法等の基礎に関する基本的な仕様が明示されていることとする。

7－2．判断基準

直接基礎にあっては、構造方法（鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造）及び形式（布基礎、べた基礎等）が明示されていることとする。杭基礎にあっては、杭種、杭径及び杭長が明示されていることとする。

2. 火災時の安全に関する評価方法基準（素案）

1. 適用範囲

新築住宅に適用する。2及び7については戸建住宅及び共同住宅の各戸に、3、4及び5については共同住宅の各戸に、6については戸建住宅及び共同住宅に適用する。

2. 感知器設置等級（自住戸火災）に関する評価方法

2-1. 要求事項

当該住戸で火災が発生した場合（以下「自住戸火災時」という。）における、当該住戸の居住者による火災の早期感知のしやすさとする。

2-2. 要求水準

次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる措置がとられていることとする。

(い) 等級	(ろ) 措置
2	自住戸火災時における早期の感知に有効な設備が設置されていること。
1	—

2-3. 等級2の判断基準

次の①から③までのいずれかの自動火災警報設備について、煙又は熱を感知することのできる適切な位置に設置されていることとする。

- ① 消防法施行令に規定する煙感知器
- ② 消防法施行令に規定する熱感知器（差動式のものに限る）
- ③ その他①又は②と同等の性能を有することが確かめられたもの

※③については、住宅用火災警報機（消防予第53号（H3.2.25）「住宅用火災警報機に係る技術ガイドライン」によるものに限る。）等が想定される。

3. 感知通報装置設置等級（他住戸火災）に関する評価方法

3-1. 要求事項

当該住戸以外の住戸で火災が発生した場合（以下「他住戸火災時」という。）における、当該住戸の居住者による火災の早期感知のしやすさとする。

3-2. 要求水準

次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる措置がとられていることとする。

(い) 等級	(ろ) 措置
2	他住戸火災時における早期の感知に有効な設備が設置されていること。
1	—

3-3. 等級2の判断基準

1の住戸の火災を感知し、同一階の他の住戸へ通報することが可能であることが確かめられた感知通報装置が適切な位置に設置されていることとする。

※上記の感知通報装置については、以下の①から③までが想定される。

- ① H.7.10.5 消防予 220 号に規定する共同住宅用自動火災報知設備
- ② H.7.10.5 消防予 220 号に規定する共同住宅用非常警報設備及び住戸用自動火災報知設備を併用したもの
- ③ H.7.10.5 消防予 220 号に規定する共同住宅用非常警報設備

4. 避難安全対策（他住戸火災・共用廊下）に関する評価方法

4-1. 要求事項

他住戸火災時において、日常の生活動線である共用廊下を用いた場合の評価対象住戸からの避難のしやすさとし、以下による。

- (1) 排煙形式
- (2) 平面形状
- (3) 耐火等級（避難経路の隔壁）

4-2. 要求水準

4-1 (3)に掲げる「耐火等級（避難経路の隔壁）」についての要求水準は、評価対象住戸から直通階段に至るまでの経路となる共用廊下部分とそれに接する住戸との間に存する隔壁（開口部を含む。）の耐火時間のうち最も小さい数値について、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる条件を満たすこととする。

(い) 等級	(ろ) 耐火時間
3	60 分以上
2	20 分以上
1	—

4-3. 判断基準

(1) 排煙形式

次の①から④までに掲げる形式とする。

- ① 開放型廊下
- ② 自然排煙
- ③ 機械排煙
- ④ 加圧排煙

(2) 平面形状

次の①～③までに掲げる同一階の平面形状とする。

- ① 二方向避難が可能な形状
- ② 当該住戸と直通階段との間に他の住戸を設けていない形状
- ③ その他

(3) 耐火等級（避難経路の隔壁）

① 等級3の仕様基準

イ 建築基準法の規定に基づき建設大臣が指定した構造に係る耐火時間が 60 分以上のもの

- ロ 建築基準法の規定に基づき建設大臣の認定を受けた構造に係る耐火時間が 60 分以上のもの
- ハ 建築基準法の規定に基づく試験方法又は特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法によって確かめられた構造に係る耐火時間が 60 分以上のもの

② 等級 2 の仕様基準

- イ 建築基準法の規定に基づき建設大臣が指定した構造に係る耐火時間が 20 分以上のもの
- ロ 建築基準法の規定に基づき建設大臣の認定を受けた構造に係る耐火時間が 20 分以上のもの
- ハ 建築基準法の規定に基づく試験方法又は特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法によって確かめられた構造に係る耐火時間が 20 分以上のもの

5. 脱出対策に関する評価方法

5-1. 要求事項

共同住宅の避難階にない居室において、自住戸火災時または他住戸火災時に日常の生活動線が使用できなくなった場合における、安全な場所への脱出のための対策が講じられていることとする。

5-2. 判断基準

次の①から④までに掲げる脱出のための対策とする。

- ① 直通階段に直達できるバルコニー
- ② 隣戸に通ずるバルコニー
- ③ 他階に至る避難口
- ④ その他特別評価方法認定により建設大臣が認めた手段

6. 耐火等級（延焼のおそれのある部分）に関する評価方法

6-1. 要求事項

建築基準法第 2 条第 6 項に規定する延焼のおそれのある部分（以下単に「延焼のおそれのある部分」という。）の外部からの延焼のしにくさとする。

6-2. 要求水準

延焼のおそれのある部分にある外壁、軒裏及び開口部の耐火時間のうち最も小さい数値について、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる条件を満たすこととする。

(い)	(ろ)
等級	耐火時間
4	120 分以上
3	60 分以上
2	20 分以上
1	—

6-3. 判断基準

(1) 等級 4 の仕様基準

- ① 建築基準法の規定に基づき建設大臣が指定した構造に係る耐火時間が 120 分以上のもの
- ② 建築基準法の規定に基づき建設大臣の認定を受けた構造に係る耐火時間が 120 分以上のもの
- ③ 建築基準法の規定に基づく試験方法又は特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法によって確かめられた構造に係る耐火時間が 120 分以上のもの

(2) 等級 3 の仕様基準

- ① 建築基準法の規定に基づき建設大臣が指定した構造に係る耐火時間が 60 分以上のもの
- ② 建築基準法の規定に基づき建設大臣の認定を受けた構造に係る耐火時間が 60 分以上のもの
- ③ 建築基準法の規定に基づく試験方法又は特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法によって確かめられた構造に係る耐火時間が 60 分以上のもの

(3) 等級 2 の仕様基準

- ① 建築基準法の規定に基づき建設大臣が指定した構造に係る耐火時間が 20 分以上のもの
- ② 建築基準法の規定に基づき建設大臣の認定を受けた構造に係る耐火時間が 20 分以上のもの
- ③ 建築基準法の規定に基づく試験方法又は特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法によって確かめられた構造に係る耐火時間が 20 分以上のもの

7. 耐火等級（界壁及び界床）に関する評価方法

7-1. 要求事項

当該住戸の界壁又は界床を介した隣戸又は下階の住戸からの延焼のしにくさとする。

7-2. 要求水準

当該住戸の界壁及び界床の耐火時間のうち最も小さい数値について、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる条件を満たすこととする。

(い)	(ろ)
等級	耐火時間
4	120 分以上
3	60 分以上
2	20 分以上
1	—

7-3. 判断基準

(1) 等級 4 の仕様基準

- ① 建築基準法の規定に基づき建設大臣が指定した構造に係る耐火時間が 120 分以上のもの
- ② 建築基準法の規定に基づき建設大臣の認定を受けた構造に係る耐火時間が 120 分以上のもの

- ③ 建築基準法の規定に基づく試験方法又は特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法によって確かめられた構造に係る耐火時間が 120 分以上のもの

(2) 等級 3 の仕様基準

- ① 建築基準法の規定に基づき建設大臣が指定した構造に係る耐火時間が 60 分以上のもの
- ② 建築基準法の規定に基づき建設大臣の認定を受けた構造に係る耐火時間が 60 分以上のもの
- ③ 建築基準法の規定に基づく試験方法又は特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法によって確かめられた構造に係る耐火時間が 60 分以上のもの

(3) 等級 2 の仕様基準

- ① 建築基準法の規定に基づき建設大臣が指定した構造に係る耐火時間が 20 分以上のもの
- ② 建築基準法の規定に基づき建設大臣の認定を受けた構造に係る耐火時間が 20 分以上のもの
- ③ 建築基準法の規定に基づく試験方法又は特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法によって確かめられた構造に係る耐火時間が 20 分以上のもの

3. 劣化の軽減に関する評価方法基準（素案）

1. 適用範囲

新築住宅に適用する。2については戸建住宅及び共同住宅に適用する。

2. 劣化対策等級（構造躯体等）に関する評価方法

2-1. 要求事項

住宅の構造躯体を構成する部材等の劣化のしにくさとする。

2-2. 要求水準

- (1) 通常想定される気象条件及び維持管理条件下において、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、住宅が限界状態に至る期間が(ろ)欄に掲げる水準となるよう、評価対象部位に対し劣化現象を軽減するため必要な対策が講じられていることとする。

(い)	(ろ)
等級	住宅が限界状態に至る期間
3	3世代以上であるもの
2	2世代以上であるもの
1	—

- (2) (1)において「限界状態」とは、次の①又は②に掲げるいずれかの状態をいう。
- ① 重大な性能又は機能が低下し許容できる限界を超えており、かつ通常の修繕や部分的交換により許容できる状態まで回復できない状態。
 - ② 通常の修繕や部分的交換により許容できる状態まで回復できる場合であっても、継続的に使用することが経済的に不利になることが予想される状態。
- (3) (1)において「世代」とは、一般的に一の世帯主が一の住宅を所有する期間をいい、概ね25年から30年に当たるものとする。
- (4) (1)において「評価対象部位」とは、構造躯体を構成する部材（鉄筋コンクリート造にあっては鉄筋コンクリートの部分）をいう。
- (5) (1)において「劣化現象」とは、住宅構造毎に次の①から④に掲げるものとする。
- ① 木造の場合は腐朽による木材の劣化とする。ただし、シロアリ対策を要する場合においては蟻害による木材の劣化を加えるものとする。
 - ② 鉄骨造の場合は鋼材の発錆による断面欠損とする。
 - ③ 鉄筋コンクリート造の場合はコンクリートの中性化による鉄筋の発錆とする。ただし、凍害対策が必要な場合は凍結融解作用によるコンクリートの劣化を加えるものとする。
 - ④ その他の構造においては構造躯体を構成する部材に応じ、①から③までに準ずるものとする。

※等級3については、長期間（75～90年）にわたる使用を想定しており、維持管理の影響等が大きいことから、設計段階での評価の妥当性について引き続き検討する。

2-3. 判断基準

次の2-3-1、2-3-2又は2-3-3によることとし、これにより難い場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めたものによることとする。

2-3-1. 木造住宅の判断基準

(1) 軸組工法の住宅の仕様基準

① 等級3の仕様基準

イ 土台、外壁の軸組及び床組

次のaからcに掲げる部分について、表1-1の(い)欄に掲げる樹種に応じ(ろ)欄に掲げる措置、又は表1-2の(い)欄に掲げる木質製品の種別に応じ(ろ)欄に掲げる措置を講じたものであることとする。ただし、土台にあっては、等級2の仕様基準に適合するものとする。

a 土台、外壁の軸組（下地を含む。）のうち地面からの高さ1m以内の部分

b 浴室（浴室ユニットによるものは除く）の天井及び壁の軸組及び床組

c 台所・洗面所等の水がかりとなる恐れのある部分の壁の軸組及び床組

※土台の取扱については、より高い処理を求める必要性について、継続して検討する（以下、木造住宅について同じ）。

〔表 1－1〕

(い) 樹種	(ろ) 措置
針葉樹の構造用製材の日本農林規格（平成 3 年 1 月 31 日農林水産省告示第 143 号）、広葉樹製材の日本農林規格（平成 8 年 7 月 11 日農林水産省告示第 1086 号）、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和 49 年 7 月 8 日農林省告示第 600 号）（以下「構造用製材規格等」という。）に規定する耐久性区分 D ₁ の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒバ、ケヤキその他これらと同等の耐久性を有するもの	次の a から c までのいずれかによることとする。 a 部材の小径を 13.5cm 以上とする。 b 構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうち K 2 以上の防腐・防蟻処理（これと同等以上の性能を有する薬剤の塗布、浸漬若しくは吹き付け又は接着剤の混入によるものを含み、以下「保存処理 K 2 相当以上」という。）を行う。 c a 又は b と同等の措置を講じる。
構造用製材規格等に規定する耐久性区分 D ₁ 樹種のうち、上記以外のもの	次の a から c までのいずれかによることとする。 a 部材の小径を 13.5cm 以上とし、外壁を真壁構造又は通気層を設けた構造等とする。 b 保存処理 K 2 以上とし、外壁を真壁構造又は通気層を設けた構造等とする。 c a 又は b と同等の措置を講じる。
その他の樹種	次の a から c までのいずれかによることとする。 a 部材の小径を 13.5cm 以上、保存処理 K 2 以上とし、外壁を真壁構造又は通気層を設けた構造等とする。 b 構造用製材規格等における保存処理の性能区分のうち K 3 以上の防腐・防蟻処理（これと同等の性能を有する処理を含み、以下「保存処理 K 3 相当以上」という。）を行う。 c a 又は b と同等の措置を講じる。
一 (い)欄において、集成材の日本農林規格（昭和 49 年 7 月 8 日農林省告示第 601 号）に規定する化粧ばり構造用集成柱及び構造用集成材の日本農林規格（平成 8 年 1 月 29 日農林水産省告示第 111 号）に規定する構造用集成材で(い)欄に掲げる樹種を使用したものを含む。以下表 1－3、1－5、2－1、2－3、2－5 において同じ。 二 (ろ)欄で規定する保存処理において、北海道、青森県にあっては防腐措置のみとする。以下表 1－2 から 1－5 及び、表 2－1 から表 2－5 において同じ。 三 この表における「真壁構造」とは、柱が直接外気に接する構造をいい、「通気層を設けた構造等」とは、外壁が板張りであるもの又は通気層を設けた構造をいう。以下同じ。	

※樹種の区分については、継続して検討する（以下、木造住宅について同じ）。!

〔表1－2〕

(い) 木質製品の種別	(ろ) 措置
構造用合板の日本農林規格（昭和 44 年 9 月 10 日農林省告示第 1371 号）に規定する構造用合板の特類（以下「構造用合板特類」という。）、構造用パネルの日本農林規格（昭和 62 年 3 月 27 日農林水産省告示第 360 号）に規定する構造用パネル（以下「構造用パネル」という。）	次の a から c までのいずれかによることとする。 a 保存処理 K 2 相当以上とし、かつ外壁を通気層を設けた構造等とする。 b 保存処理 K 3 相当以上とする。 c a 又は b と同等の措置を講じる。
日本農林規格に規定する構造用合板の 1 類（以下「構造用合板 1 類」という。）、日本工業規格 A5904 に規定する P タイプ（以下「パーティクルボード` P タイプ」という。）、日本工業規格 A5905 に規定する繊維板のうちミディアムデンシティボードの P タイプ（以下「MDF の P タイプ」という。）	次の a 又は b のいずれかによることとする。 a 保存処理 K 3 相当以上とし、かつ外壁を通気層を設けた構造等とする。 b a と同等の措置を講じる。

□ 地盤

基礎の内周部及びつか石等の周囲の地盤は、次の a または b のいずれかに該当する有効な防蟻措置を講じたものであることとする。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内にある住宅についてはこの限りではない。

- a 有効な土壌処理を施したもの
- b コンクリート造のべた基礎であるもの
- c その他 a 又は b に掲げるものと同等以上の防蟻性能があると確かめられらもの

※次のものが想定される。

- (i) 日本しろあり協会の認定に係る土壌処理方法
- (ii) 日本木材保存協会の認定に係る土壌処理用木材防蟻剤による処理をしたもの

ハ 1 階浴室廻り

1 階浴室廻りは、次の a から d までのいずれかに該当する防水上有効な措置を講じたものであることとする。

- a 浴室ユニットとしたもの
- b 布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁としたもの
- c コンクリート造の腰高布基礎としたもの
- d その他 a から c まで掲げるものと同等以上の防水性能があると確かめられたもの

ニ 基礎高さ

地面から基礎上端までの高さは 400 mm 以上とする。

ホ 床下換気・防湿措置

床下は次の a 及び b に該当する措置を講じたものであることとする。

- a 外壁の床下部分は壁の長さ4m以下毎に有効面積 300cm²以上の換気口を設けたもの又は同等以上の換気性能を有すると確かめられたものとする。
- b 床下はコンクリート、防湿フィルムその他同等以上の防湿性能があると確かめられた材料で覆われたもの

※基礎断熱方法とする場合の措置について、別の規定を設けることを検討中である。

ヘ 小屋裏換気

小屋裏の換気方式は次のaからdまでのいずれかに該当するものであることとする。

- a 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には換気上有効な位置に2以上の換気孔を設けたものとし、換気孔の有効面積の天井の面積に対する割合は300分の1としたものとする。
- b 軒裏に換気孔を設ける場合は換気孔面積の天井面積に対する割合は250分の1以上とする。
- c 軒裏に吸気孔を設け、かつ小屋裏の壁で屋外に面するものに排気孔を垂直距離で90cm以上放して設ける場合は、吸気孔及び排気孔の有効面積の天井面積に対する割合はそれぞれ900分の1以上とする。
- d 軒裏に吸気孔を設け、かつ、排気筒その他の器具を用いた排気孔を設ける場合は、吸気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、900分の1とし、排気孔は小屋裏の頂部に設け、排気孔の有効面積の天井面積に対する割合は1600分の1以上とする。

② 等級2の適合仕様

イ 土台、外壁の軸組及び床組

(1)①イのaからcに掲げる部分について、土台以外の部分にあっては表1-3(イ)欄に掲げる樹種に応じ(ろ)欄に掲げる措置又は表1-4(イ)欄に掲げる木質製品の種別に応じ(ろ)欄に掲げる措置、土台にあっては表1-5(イ)欄に掲げる樹種に応じ(ろ)欄に掲げる措置を講じたものであることとする。

〔表1-3〕

(イ) 樹種	(ろ) 措置
構造用製材規格等に規定する耐久性区分D ₁ の樹種	次のaからcまでのいずれかによることとする。 a 外壁を真壁構造又は通気層を設けた構造等とする。 b 保存処理K2相当以上とする。 c a又はbと同等の措置を講じる。
その他の樹種	

〔表 1－4〕

(い) 木質製品の種別	(ろ) 措置
構造用合板特類、構造用パネル	
構造用合板一類、パーティクルボード P タイプ、MDF の P タイプ	次の a から c までのいずれかによることとする。 a 外壁を通気層を設けた構造等とする。 b 保存処理 K 2 相当以上とする。 c a 又は b と同等の措置を講じる。
その他のボード	次の a 又は b のいずれかによることとする。 a 保存処理 K 2 相当以上とし、外壁を通気層を設けた構造等とする。 b a と同等の措置を講じる。

〔表 1－5〕

(い) 樹種	(ろ) 措置
構造用製材規格等に規定する耐久性区分 D ₁ の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒバ、ケヤキその他これらと同等の耐久性を有するもの	
その他の樹種	次の a 又は b のいずれかによることとする。 a 保存処理 K 3 相当以上とする。ただし、北海道、青森県にあっては保存処理 K 2 相当以上とする。 b a と同等の措置を講じる。

□ 地盤

(1)①のロに準ずる

ハ 1 階浴室回り

(1)①のハに準ずる

ニ 基礎高さ

(1)①のニに準ずる

ホ 床下換気・防湿措置

(1)①のホに準ずる

ヘ 小屋裏換気

(1)①のヘに準ずる

(2) 枠組壁工法の住宅の適合仕様

①等級 3 の適合仕様

イ 土台、外壁の枠組及び床組

次の a から c に掲げる部分について、土台、枠組、床組にあっては表 2－1 (い) 欄に掲げる樹種に応じ(ろ)欄に掲げる措置、下地にあっては表 2－2 (い) 欄に掲げる木質製品に応じ(ろ)欄に掲げる措置を講じたものであることとする。ただし、土台にあっては、等級 2 の仕様基準に適合するものとする。

- a 土台、外壁の枠組（下地を含む。）のうち地面からの高さ1 m以内の部分
- b 浴室（浴室ユニットによるものは除く）の天井及び壁の枠組及び床組
- c 台所・洗面所等の水がかりとなる恐れのある部分の壁の枠組及び床組

〔表2－1〕

(い) 樹種	(ろ) 措置
構造用製材規格等に規定する耐久性区分D ₁ の樹種	次のa又はbのいずれかによることとする。 a 保存処理K 2相当以上とし、外壁を通気層を設けた構造等とする。 b aと同等の措置を講じる。
その他の樹種	次のa又はbのいずれかによることとする。 a 保存処理K 3相当以上とする。 b aと同等の措置を講じる。

〔表2－2〕

(い) 木質製品の種別	(ろ) 措置
構造用合板特類、構造用パネル	次のaからcまでのいずれかによることとする。 a 保存処理K 3相当以上とする。 b 保存処理K 2相当以上とし、外壁を通気層を設けた構造等とする。 c a又はbと同等の措置を講じる。
構造用合板一類、パーティクルボード P タイプ、MDFの P タイプ	次のa又はbのいずれかによることとする。 a 保存処理K 3相当以上とし、外壁を通気層を設けた構造等とする。 b aと同等の措置を講じる。

ロ 地盤

(1)①のロに準ずる。

ハ 1階浴室廻り

(1)①のハに準ずる。

ニ 基礎高さ

(1)①のニに準ずる。

ホ 床下換気・防湿措置

(1)①のホに準ずる。

ヘ 小屋裏換気

(1)①のヘに準ずる。

②等級2の適合仕様

イ 土台、外壁の枠組及び床組

(2)①イのaからcまでに掲げる掲げ部分について、土台以外の部分にあっては、表2－3(い)欄に掲げる樹種に応じ(ろ)欄に掲げる措置、又は、表2－4(い)欄に掲げる木質製品の種別に応じ(ろ)欄に掲げる措置、土台にあっては表2－5(い)欄に掲げる樹種に応じ(ろ)欄に掲げる措置を講じたものであることとする。

〔表 2－3〕

(い) 樹種	(ろ) 措置
構造用製材規格等に規定する耐久性区分D ₁ の樹種	
その他の樹種	次のaからcまでのいずれかによることとする。 a 外壁を真壁構造又は通気層を設けた構造等とする。 b 保存処理K 2相当以上とする。 c a又はbと同等の措置を講じる。

〔表 2－4〕

(い) 木質製品の種別	(ろ) 措置
構造用合板特類、構造用パネル	
構造用合板一類、パーティクルボード P タイプ、MDFの P タイプ	次のaからcまでのいずれかによることとする。 a 外壁を通気層を設けた構造等とする。 b 保存処理K 2相当以上とする。 c a又はbと同等の措置を講じる。
その他のボード	次のa又はbのいずれかによることとする。 a 保存処理K 2相当以上とし、外壁を通気層を設けた構造等とする。 b aと同等の措置を講じる。

〔表 2－5〕

(い) 樹種	(ろ) 措置
構造用製材規格等に規定する耐久性区分D ₁ の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒバ、ケヤキその他これらと同等の耐久性を有するもの	
その他の樹種	次のa又はbのいずれかによることとする。 a 保存処理K 3相当以上とする。ただし、北海道、青森県にあっては保存処理K 2相当以上とする。 b aと同等の措置を講じる。

□ 地盤

(1)①のロに準ずる。

ハ 1階浴室廻り

(1)①のハに準ずる。

ニ 基礎高さ

(1)①のニに準ずる。

ホ 床下換気・防湿措置

(1)①のホに準ずる。

へ 小屋裏換気

(1)①のへに準ずる。

2-3-2. 鉄骨造住宅の判断基準

(1) 適用範囲

日本工業規格 G3101 に規定する一般構造用圧延鋼材（SS400）若しくは日本工業規格 G3136 に規定する建築構造用圧延鋼材（SN400）又はこれらと同等の性能を有することが確かめられたものを使用する場合に適用する。

(2) 等級3の仕様基準

① 構造耐力上主要な部分

構造耐力上主要な部分に使用する鋼材は、日本工業規格 K5553（厚膜形ジンクリッチペイント）に規定する厚膜形ジンクリッチペイント（2種）（以下「ジンクリッチペイント」という。）を1回以上全面に塗布したもの又はこれと同等以上の防せい性能を有することが確認されたものであることとする。ただし、コンクリートに埋め込まれる部分又は次項において塗装又はめっきが施される部分については、この限りでない。

② 柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合

構造耐力上主要な部分である柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合にあっては、鋼材の最小厚等が次のイからへまでのいずれかに該当するものであることとする。

イ 柱に使用する鋼材の最小厚が 12mm 以上であり、当該鋼材のうちコンクリート上端の下方 10cm からコンクリートの上端の上方 1 mまでの範囲の全面に、次の a から d までに該当するいずれかの処理を行うもの。

a 日本工業規格 K5552 に規定するジンクリッチプライマー（以下「ジンクリッチプライマー」という。）を1回施した上に、日本工業規格 K5664 に規定する2液形タールエポキシ樹脂塗料（以下「2液形タールエポキシ樹脂塗料」という。）を2回（中塗り・上塗り）以上塗布したもの。

b ジンクリッチプライマーを1回施した上に、日本工業規格 K5551 に規定する2液形エポキシ樹脂エナメル（以下「2液形エポキシ樹脂エナメル」という。）を2回（中塗り・上塗り）以上塗布したもの。

c 日本工業規格 H8641 に規定する溶融亜鉛めっき（以下「溶融亜鉛めっき」という。）を 120g/m²施した上に、変性エポキシ樹脂プライマーを1回施し2液形タールエポキシ樹脂塗料を1回以上塗布したもの。

d 溶融亜鉛めっきを 120g/m²施した上に、変性エポキシ樹脂プライマーを1回施し、2液形エポキシ樹脂エナメルを1回以上塗布したもの。

ロ 柱に使用する鋼材の最小厚が 12mm 以上であり、コンクリートに埋め込まれた部分及びコンクリート上端の上方 1 mの範囲の全面に、溶融亜鉛めっきを 280g/m²以上施したもの。

ハ 柱に使用する鋼材の最小厚が 9 mm 以上であり、当該鋼材のうちコンクリート上端の下方 10cm からコンクリートの上端の上方 1 mまでの範囲の全面に、次の a から d のいずれかに該当する処理を行うものとする。

a ジンクリッチプライマーを1回施した上に、2液形タールエポキシ樹脂塗料を3回塗付したもの

- b ジンクリッチプライマーを1回施した上に、日本工業規格 K5551 に規定する2液形エポキシ樹脂プライマー（以下「2液形エポキシ樹脂プライマー」という。）を施し2液形エポキシ樹脂エナメルを2回（中塗り・上塗り）塗布したもの
- c 溶融亜鉛めっきを $220\text{g}/\text{m}^2$ 施した上に、変性エポキシ樹脂プライマーを1回施し、2液形タールエポキシ樹脂塗料を2回以上塗布したもの
- d 溶融亜鉛めっきを $180\text{g}/\text{m}^2$ 施した上に、変性エポキシ樹脂プライマーを1回施し2液形エポキシ樹脂エナメルを2回（中塗り・上塗り）以上塗布したもの
- ニ 柱に使用する鋼材の最小厚が9mm 以上であり、コンクリートに埋め込まれた部分及びコンクリート上端の上方1mの範囲の全面に、溶融亜鉛めっきを $330\text{g}/\text{m}^2$ 以上施したもの
- ホ 柱に使用する鋼材のうちコンクリートに埋め込まれた部分及びコンクリート上端の上方1mの範囲の全面に、次のaからcのいずれかに該当する処理を行うものとする。
 - a ジンクリッチプライマーを1回施した上に、日本工業規格 K5551 に規定する2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー（以下「2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」という。）を1回施し2液形エポキシ樹脂エナメルを2回（中塗り・上塗り）を塗付したもの
 - b 溶融亜鉛めっきを $180\text{g}/\text{m}^2$ 施した上に、変性エポキシ樹脂プライマーを1回施し2液形エポキシ樹脂エナメルを2回（中塗り・上塗り）以上塗布したもの
 - c 溶融亜鉛めっきを $280\text{g}/\text{m}^2$ 施した上に、変性エポキシ樹脂プライマーを1回施し2液形エポキシ樹脂エナメルを1回以上塗布したもの
- ヘ その他イからホまで掲げるものと同等以上の防せい性能を有することが確かめられたもの

③ 柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合以外の場合

次のイからニのいずれかに該当するものであることとする。

- イ 柱に使用する鋼材の最小厚が12mm 以上であり、当該鋼材下端から1mまでの範囲の全面に、次のaからcのいずれかに該当する処理を行うものとする。
 - a 2液形エポキシ樹脂プライマーを1回施した上に2液形エポキシ樹脂エナメルを2回以上塗布したもの
 - b 溶融亜鉛めっきを $120\text{g}/\text{m}^2$ 施した上に、変性エポキシ樹脂プライマーを1回施し日本工業規格 K5516 に規定する合成樹脂調合ペイント（以下「合成樹脂調合ペイント」という。）を2回（中塗り・上塗り）以上塗布したもの
 - c 溶融亜鉛めっきを $280\text{g}/\text{m}^2$ 以上施したもの
- ロ 柱に使用する鋼材の最小厚が9mm 以上であり、当該鋼材下端から1mまでの範囲の全面に、次のaからcのいずれかに該当する処理を行うものとする。
 - a ジンクリッチプライマーを施した上に2液形エポキシ樹脂エナメルを2回（中塗り、上塗り）以上塗布したもの
 - b 溶融亜鉛めっきを $220\text{g}/\text{m}^2$ 施した上に、変性エポキシ樹脂プライマーを1回施し、日本工業規格 K5654 に規定するアクリル樹脂エナメル（以下「アクリル樹脂エナメル」という。）を2回（中塗り・上塗り）以上塗布したもの

ル」という。)を1回以上塗布したもの。あるいは溶融亜鉛めっきを 220g/m²施した上に、変性エポキシ樹脂プライマーを1回施し合成樹脂調合ペイントを2回以上塗布したもの

c 溶融亜鉛めっきを 330g/m²以上施したもの

ハ 柱に使用する鋼材の下端から1mまでの範囲の全面に、次のaからeのいずれかに該当する処理を行うものとする。

a ジンクリッチプライマーを1回施した上に、2液形厚膜エポキシ樹脂エナメルを2回(中塗り・上塗り)以上塗布したもの

b 溶融亜鉛めっきを 180g/m²施した上に、変性エポキシ樹脂プライマーを1回施し、2液形エポキシ樹脂エナメルを2回(中塗り・上塗り)以上塗布したもの

c 溶融亜鉛めっきを 180g/m²施した上に、2液形エポキシ樹脂プライマーを1回施し塩化ビニル樹脂エナメルを2回(中塗り・上塗り)以上塗布したもの

d 溶融亜鉛めっきを 280g/m²施した上に、変性エポキシ樹脂プライマーを1回施し合成樹脂調合ペイントを2回以上塗布したもの

e 溶融亜鉛めっき 280g を施した上に、変性エポキシ樹脂プライマーを施しアクリル樹脂エナメルを1回以上塗布したもの

ニ その他イからハまで掲げるものと同等以上の防せい性能を有することが確かめられたもの

④ 小屋裏換気

2-3-1(1)①のへに準ずる。

⑤ 床下換気・防湿措置

2-3-1(1)①のホに準ずる。

(3) 等級2の仕様基準

① 構造耐力上主要な部分

構造耐力上主要な部分に使用する鋼材は、鉛系のさび止め塗料を2回以上全面に塗布したものであることとする。ただし、コンクリートに埋め込まれる部分又は次項において塗装又はめっきが施される部分についてはこの限りでない。

② 柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合

構造耐力上主要な部分である柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合にあっては、鋼材の最小厚等が次のイからニまでのいずれかに該当するものであることとする。

イ 柱に使用する鋼材の最小厚が 12mm 以上であり、当該鋼材のうちコンクリート上端の下方 10cm からコンクリートの上端の上方 1mまでの範囲の全面に、ジンクリッチプライマーを1回以上塗布したもの

ロ 柱に使用する鋼材の最小厚が 9mm 以上であり、当該鋼材のうちコンクリート上端の下方 10cm からコンクリートの上端の上方 1mまでの範囲の全面に、ジンクリッチペイントを1回以上又はジンクリッチプライマーを2回以上塗布したもの

ハ 柱に使用する鋼材のうちコンクリートに埋め込まれた部分及びコンクリート上端の上方 1mの範囲の全面に、溶融亜鉛めっきを 180g/m²以上施したもの

ニ その他イからハまで掲げるものと同等以上の防せい性能を有することが確かめられたもの

③ 柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合以外の場合

②以外の場合にあつては次のイからニのいずれかに該当することとする。

イ 柱に使用する鋼材の最小厚が 12mm 以上であること。

ロ 柱に使用する鋼材の最小厚が 9 mm 以上であり、当該鋼材下端から 1 m までの範囲の全面に、ジンクリッチペイントを 1 回以上又はジンクリッチプライマーを 1 回以上又は日本工業規格 K5551（エポキシ樹脂塗料）に規定するエポキシ樹脂塗料 2 種（以下「エポキシ樹脂塗料」という。）を 1 回以上塗布したもの

ハ 柱に使用する鋼材の下端から 1 m までの範囲の全面に、溶融亜鉛めっきを 180g/m² 以上施したもの

ニ その他イからハまで掲げるものと同等以上の防せい性能を有することが確かめられたもの

④ 小屋裏換気

(1)の④に準ずる。

⑤ 床下換気・防湿措置

(1)の⑤に準ずる。

2-3-3. 鉄筋コンクリート造住宅の判断基準

(1) 適用範囲

以下の基準は、日本工業規格 R 5210 に規定するポルトランドセメントを使用する場合に適用する。

(2) 等級3の適合仕様

① 鉄筋コンクリートのかぶり厚さ

鉄筋コンクリートの最小かぶり厚さは、次の表の(い)欄に掲げる部位毎に、(ろ)欄に掲げる a 又は b の数値を確保することとする。

〔表3-1〕鉄筋コンクリートの最小かぶり厚さ

(い)			(ろ)	
部 位			最小かぶり厚さ	
			a	b
土に接しない部分	非構造部（屋根スラブ、床スラブ、及び非耐力壁）	屋内	2cm	3cm
		屋外	3cm	4cm
	構造部（柱、梁、及び耐力壁）	屋内	3cm	4cm
		屋外	4cm	5cm
土に接する部分	柱、梁、床スラブ及び耐力壁		4cm	5cm
	基礎（立ち上がり部分を除く）		6cm	7cm
この表において、屋外の部位にタイル貼り、モルタル塗りその他これと同等以上の性能を有することが認められた耐久性上有効な仕上げがある場合については、かぶり厚さを1 cm 減じて(ろ)欄の数値を読み替えることができるものとする。				

② 水セメント比

水セメント比は、次のイ又はロのいずれかに該当するものであることとする。

イ 最小かぶり厚さが①の表3-1の(ろ)欄の a の場合には、水セメント比を 50% 以下としたもの

ロ 最小かぶり厚さが①の表3-1の(ろ)欄の b の場合には、水セメント比を 55% 以下としたもの

③ 部材の設計・配筋

施工誤差を考慮して設計かぶり厚さが設定されていることとする。

④ コンクリートの品質等

コンクリートの品質は次のイからハまでのとおりとすることとする。

イ スランプは 18cm 以下とする。

ロ 単位水量は 185kg/m³ 以下とする。

ハ 別表に掲げる地域にあっては、空気量を 4% から 6% までで指定することとする。

※別表については、日平均気温の年間最低値が零下5度以下である地域を具体的に記述する方向で検討する。

⑤ 突出部

鉄筋コンクリートの突出部の断面寸法は、粗骨材の最大寸法の 3 倍以上とすること

⑥ 施工計画

鉄筋コンクリートの施工計画については、次のイからハまでの指定がされていることとする。

イ 密実に充填できるような打ち込み・締め固め方法が指定されていること。

ロ 打ち継ぎ部の処理方法が指定されていること。

ハ 養生方法が指定されていること。

(3) 等級 2 の仕様基準

① 鉄筋コンクリートのかぶり厚さ

(1)の①に準ずる。

② 水セメント比

水セメント比は、次のイ又はロのいずれかに該当するものであることとする。

イ 最小かぶり厚さがイの表 3-1 の(ろ)欄の a の場合には、水セメント比を 55%以下としたもの

ロ 最小かぶり厚さがイの表 3-1 の(ろ)欄の b の場合には、水セメント比を 60%以下としたもの

③ 部材の設計・配筋

(1)の③に準ずる。

④ コンクリートの品質等

(1)の④に準ずる。

⑤ 突出部

(1)の⑤に準ずる。

⑥ 施工計画

(1)の⑥に準ずる。

4. 維持管理への配慮に関する評価方法基準（素案）

1. 適用範囲

新築住宅に適用する。2については戸建住宅及び共同住宅の各戸に適用し、3については共同住宅に適用する。

2. 維持管理対策等級（専用配管）に関する評価方法

2-1. 要求事項

配管が全面交換を必要とする期間内における専用設備配管の維持管理の容易さとする。

2-2. 要求水準

- (1) 次の表の(イ)欄に掲げる等級毎に、評価対象部位において想定される維持管理行為を容易にするため必要な対策が(ロ)欄に掲げる水準にあることとする。

(イ) 等級	(ロ) 維持管理行為を容易にする対策
3	イ 躯体及び仕上材に影響を及ぼさずに専用配管の点検及び清掃(排水 管に係るものに限る)が行えること。 ロ 躯体に影響を及ぼさずに専用配管の補修が行えること。 ハ 共同住宅においては、他の住戸に立ち入らずに当該住戸の専用配管の 点検、清掃(排水管に係るものに限る)及び補修が行えること。
2	イ 躯体に影響を及ぼさずに専用配管の点検、清掃(排水管に係るもの に限る)及び補修が行えること。 ロ 共同住宅においては、他の住戸に立ち入らずに当該住戸の専用配管の 点検、清掃(排水管に係るものに限る)及び補修が行えること。
1	—

- (2) (1)における「評価対象部位」とは、当該住宅専用の排水管、給水管及びガス管をいう。
- (3) (1)における「専用配管」とは、共同住宅の場合、排水管にあっては洗面化粧台、キッチンユニット等の立ち上がり部を含む住戸専用部の横引き管をいい、給水管及びガス管にあっては各戸のメーターボックス内の水道又はガスメーターから、専用部の給水栓、ガス栓又は設備機器との接続部までの横枝管及び立上がり管をいう。また、戸建住宅の場合、排水管にあっては設備機器から敷地内最終桝までの配管をいい、給水管及びガス管にあっては水道又はガスメーターから住戸内の給水栓、ガス栓又は設備機器との接続部までの配管をいい、以下同様とする。
- (4) (1)における「維持管理行為」とは、配管が全面交換を必要とする期間内に実施される点検、清掃(排水管に係るものに限る)及び補修をいい、以下同様とする。
- (5) (1)における「点検」とは、排水管、給水管又はガス管の定期的な点検及び事故の発生時の当該箇所の確認をいい、以下同様とする。
- (6) (1)における「清掃」とは、排水管内の清掃をいい、以下2-3において同様とする。
- (7) (1)における「補修」とは、排水管、給水管又はガス管の事故の発生箇所の修理及び配管、バルブ、継ぎ手等の部分的な交換をいう。

2-3. 判断基準

以下の仕様に適合しているものであることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により、建設大臣が認めたものによることとする。

(1) 等級3の仕様基準

- ① 専用配管は、壁、床、柱又は梁の貫通部を除き、コンクリート内に直に埋め込まれていないこと。
- ② 戸建住宅においては、地中埋設管が、地中ばり等の貫通部を除き、建物の構造体、スラブ下又はコンクリートのべた基礎内に埋め込まれていないこと。
- ③ 共同住宅においては、専用配管が他の住戸専用部を貫通していないこと。
- ④ 専用の排水管は、清掃口が設けられているか、清掃が可能な措置が講じられたトラップが設置されていること。
- ⑤ 専用配管の主要な接合部（専用配管と器具(キッチンユニット、浴室ユニット、洗面化粧台、洗濯パン、便器及びその他これらに類するもの)との接合部及びバルブ、清掃口の設置部又はさや管ヘッダー部をいう。）は、点検できる開口（直径150mmの円が内接するものに限る。）が設けられているか又は露出していること。

(2) 等級2の仕様基準

(1)の①から③までに準ずる。

3. 維持管理対策等級（共用配管）に関する評価方法

3-1. 要求事項

配管が全面交換を必要とする期間内における共用設備配管の維持管理の容易さとする。

3-2. 要求水準

- (1) 次の表の(イ)欄に掲げる等級毎に、評価対象部位において想定される維持管理行為を容易にするため必要な対策が(ロ)欄に掲げる水準にあることとする。

(イ) 等級	(ロ) 維持管理行為を容易にする対策
3	イ 躯体及び仕上げ材に影響を及ぼさずに共用配管の点検、清掃(排水管に係るものに限る)及び補修が行えること。 ロ 住戸専用部に立ち入らずに共用配管の点検、清掃(排水管に係るものに限る)及び補修が行えること。 ハ 給水管においては、系統を分け、かつ点検及び補修の影響が同一系統内に限定されること。
2	イ 躯体・仕上げ材に影響を及ぼさずに共用配管の点検及び清掃(排水管に係るものに限る)が行えること。 ロ 躯体に影響を及ぼさずに共用配管の補修が行えること。
1	—

- (2) (1)における「評価対象部位」とは、共同住宅共用の排水管、給水管及びガス管をいう。
- (3) (1)における「共用配管」とは、排水管にあっては共用立管及び建物外部の最初の桧までの横主管をいい、給水管及びガス管にあっては各戸のメーターボックス内の水道又はガスメーターまでの立管及び横主管をいい、住棟建物の内部（住宅の水平投影面積内に

あるものを含む)に設置するものをいう。ただし、受水槽等の設備機器を除くものとし、以下同様とする。

(4) (1)における「清掃」とは、共用の排水管内の清掃をいい、以下同様とする。

(1)における「補修」とは、共用の排水管、給水管又はガス管の事故発生箇所の修理及び配管、バルブ、継ぎ手等の部分的な交換をいう。

3-3. 判断基準

以下の仕様に適合しているものであることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により、建設大臣が認めたものによることとする。

(1) 等級3の仕様基準

- ① 共用配管は、壁、床、柱又は梁の貫通部を除き、コンクリート内に埋め込まれていないこと。
- ② 共用の地中埋設管は、建物のスラブ下に配管されていないこと。
- ③ 共用の排水管は、共用立管にあっては最上階、最下階並びに、4階毎以内の中間階に、横主管にあっては10m毎以内に清掃口が設けられていること。
- ④ 共用配管の主要な接合部（共用立管と専用配管との接合部及びバルブ及び清掃口の設置部をいう。）が露出されているか、点検できる開口（直径150mmの円が内接するものに限る。）を持つパイプスペース内に設けられていること。
- ⑤ 共用の横主管が住棟建物の内部（住宅の水平投影面積内にあるもの含む。）に設置されている場合は、当該配管がピット又は1階床下空間内に設けられ、500mm×500mm以上の人通孔が設けられていること。
- ⑥ 共用配管が、住戸専用部に立ち入らないで補修できる位置（共用部分、住棟外周部又はバルコニーをいう）に露出されているかもしくは共用配管の補修が行える開口（直径300mmの円が内接するものに限る。）を持つパイプスペース内に設けられていること。
- ⑦ 共用の給水管においては、各階及び系統別にバルブが設置されていること。

(2) 等級2の仕様基準

(1)の①から④までに準ずる。

5. 温熱環境に関する評価方法基準（素案）

1. 適用範囲

新築住宅に適用する。2については、戸建住宅及び共同住宅の各住戸に適用する。

2. 省エネルギー等級に関する評価方法

2-1. 要求事項

年間暖冷房負荷（1年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計とする。以下同じ。）の小ささとする。

2-2. 要求水準

(1) 戸建住宅の要求水準

- ① 戸建住宅にあっては、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、年間暖冷房負荷が地域区分に応じ、(ろ)欄に掲げる条件を満たすこととする。ただし、躯体の断熱性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するため必要な対策が併せて講じられていることとする。

(い) 等級	(ろ) 年間暖冷房負荷（単位 MJ/m ² /年）					
	I	II	III	IV	V	VI
4	390 以下	390 以下	460 以下	460 以下	350 以下	290 以下
3	470 以下	610 以下	680 以下	800 以下	610 以下	560 以下
2	1020 以下	1070 以下	1210 以下	1140 以下	1180 以下	1180 以下
1	—					

- ② ①において、地域区分とは、平成11年通商産業省 建設省告示第2号「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」（以下「判断の基準」という。）別表第1に規定する地域の区分をいい、以下同様とする。
- ③ ①において、年間冷暖房負荷は、判断の基準の1(1)ロ及びハに定める方法により、求めることとし、(2)において同様とする。ただし、判断の基準の1(1)ハにおいて「 $L_s = 0.09 \times D - 15$ 」とあるのを、等級3の場合「 $L_s = 0.11 \times D - 25$ 」と、等級2の場合「 $L_s = 0.22 \times D + 30$ 」と読み替えて、同方法を適用することとする。

(2) 共同住宅の要求水準

- ① 共同住宅にあっては、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、年間暖冷房負荷が地域区分に応じ、(ろ)欄に掲げる条件を満たすこととする。ただし、躯体の断熱性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するため必要な対策が併せて講じられていることとする。

(い) 等級	(ろ) 年間暖冷房負荷（単位 MJ/m ² /年）					
	I	II	III	IV	V	VI
4	390 以下	390 以下	460 以下	460 以下	350 以下	290 以下
3	470 以下	610 以下	640 以下	660 以下	510 以下	420 以下
2	840 以下	940 以下	960 以下	920 以下	980 以下	980 以下
1	—					

- ② ①において、年間暖冷房負荷を求めるにあたり、判断の基準の1(1)ハにおいて「 L_s

$=0.09 \times D - 15$ 」とあるのを、等級3の場合「 $L_s = 0.11 \times D - 25$ 」と、等級2の場合「 $L_s = 0.19 \times D - 15$ 」と読み替えて、同方法を適用することとする。

2-3. 判断基準

以下の(1)又は(2)によることとし、これにより難い場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めたものによることとする。

(1) 計算による基準

各等級は、次の①、②及び③でそれぞれ求められる等級のうち、最も低いものとする。ただし、等級4及び3にあっては、平成11年建設省告示第998号「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」（以下「設計施工指針」という。）3(2)口の(イ)から(ハ)までに適合しているものであることとする。ただし、設計施工指針3(2)口の(ロ)中、「防湿気密層（断熱層の室内側に設けられ、気密性及び防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものという。）」とあるのは「防湿層（断熱層の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）」と、(2)ロ(ニ)中「屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあっては、」とあるのは「判断の基準別表第1のⅠ及びⅡ地域においては、屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあっては、」と読み替えるものとする。

① 熱損失係数に関する基準

イ 次の表の(イ)欄に掲げる等級毎に、地域区分に応じ、(ロ)欄に掲げる熱損失係数の基準値以下であることとする。

	(イ) 等級	(ロ) 熱損失係数 (単位 $W/m^2 \cdot K$)					
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
戸 建 住 宅	4	1.6	1.9	2.4	2.7	2.7	3.7
	3	1.8	2.7	3.3	4.2	4.6	8.1
	2	3.3	4.3	5.4	5.9	8.8	8.8
	1	—					
共 同 住 宅	4	1.6	1.9	2.4	2.7	2.7	3.7
	3	1.8	2.7	3.1	3.6	3.9	6.2
	2	2.8	3.9	4.5	4.9	7.2	7.2
	1	—					

ロ イの熱損失係数は、判断の基準1の(2)イの(ロ)から(に)までに定める計算方法により算出することとする。

ハ 判断の基準1の(2)イの(に)に定める計算方法を等級3に適用する場合にあっては、居室床面積1㎡当たりの蓄熱部位の熱容量に応じ、 m (居室床面積1㎡当たりの蓄熱部位の熱容量に応じた日射の有効利用率)を表1に掲げる数値に、 R_0 (標準的な住宅の日射利用効果補正值)を地域区分及び判断の基準別表第2に掲げる地域の区分に応じ、表2に掲げる数値として適用することとする。

〔表1〕

	居室床面積 1 m ² 当たりの蓄熱部位の熱容量 (単位 kJ/K)		日射の有効利用率
戸建住宅	床	床以外	
	100 以上	200 以上	0.65
		200 未満	0.60
	50 以上 100 未満	100 以上	0.55
		100 未満	0.50
	10 以上 50 未満	100 以上	0.45
		100 未満	0.35
	10 未満		0.35
共同住宅	住宅全体		
	250 以上		0.7
	100 以上 250 より小さい		0.6
	100 より小さい		0.5

〔表2〕

	地域区分	標準的な住宅の日射利用効果補正值 (単位 W/m ² ・K)				
		判断の基準別表第2に掲げる地域の区分				
		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
戸建住宅	I	0.033	0.068			
	II	0.039	0.082	0.125		
	III	0.039	0.082	0.125	0.167	
	IV	0.044	0.092	0.141	0.189	0.237
	V			0.141	0.189	0.237
共同住宅	I	0.051	0.106			
	II	0.061	0.127	0.193		
	III	0.061	0.127	0.193	0.260	
	IV	0.069	0.143	0.218	0.293	0.367
	V			0.218	0.293	0.367

② 夏期日射取得係数に関する基準

イ 次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、地域区分に応じ、夏期日射取得係数が(ろ)欄に掲げる基準値以下であることとする。

	(い) 等級	(ろ) 日射取得係数					
		I	II	III	IV	V	VI
戸建住宅	4	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06
	3			0.1	0.1	0.1	0.08
	2						
	1	—					
共同住宅	4	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06
	3			0.1	0.1	0.1	0.08
	2						
	1	—					

ロ イの夏期日射取得係数は、判断の基準1(2)ロ(ろ)に定める計算方法により算出することとする。

③ 相当隙間面積に関する基準

イ 次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、地域区分に応じ、相当隙間面積が(ろ)欄に掲げる基準値以下であることとする。

(い)	(ろ)					
等級	相当隙間面積 (単位 cm^2/m^2)					
	I	II	III	IV	V	VI
4	2.0	2.0	5.0	5.0	5.0	5.0
3	5.0					
2						
1						

ロ イの隙間相当面積は、判断の基準 2 (2) に定める計算方法により算出することとする。

ハ (1)①に定める熱損失係数の基準に適合する住宅(判断の基準 1 の(2)のイの(は)で算出される熱損失係数の基準値による場合を除く。)の相当隙間面積については、イに定める相当隙間面積の基準値を、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、(ろ)欄に掲げる判断の基準 1 の(2)のイの(ろ)で算出される熱損失係数に応じ、(は)欄に掲げる数値とすることができる。

(い)	(ろ)	(は)
等級	熱損失係数 (単位 $\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$)	相当隙間面積 (単位 cm^2/m^2)
4	1.9 以下	2.0
	1.9 より大きく 3.7 以下	5.0
	3.7 より大きい	
3	2.7 以下	5.0
	2.7 より大きい	

(2) 仕様との適合による基準

① 等級 4 の仕様基準

イ 断熱構造とする部分の基準

設計施工指針 2 によることとする。

ロ 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 の(1)、(2)のイ、ロの(イ)から(ハ)まで及びハ並びに(3)のイ及びロに適合しているものであることとする。

ハ 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 4 の(1)及び(2)に適合しているものであることとする。

② 等級 3 の仕様基準

イ 断熱構造とする部分の基準

設計施工指針 2 によることとする。

ロ 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 3 の(1)、(2)のイ及びロの(イ)から(ハ)まで並びに(3)のイ及びロに適合しているものであることとする。ただし、設計施工指針 3 のうち、(1)イに掲げる表は次に掲げる表 1 と、(1)ロに掲げる表は次に掲げる表 2 と、(2)イ(イ)は「断熱材は、必要な部位に隙間なく施工すること。」と、(2)イ(ロ)は「屋根又は天井と壁及び

壁と床との取合部においては、外気が室内に流入しないよう有効な措置を講じること。」と、(2)ロ(ロ)中「防湿気密層（断熱層の室内側に設けられ、気密性及び防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものという。）」とあるのは「防湿層（断熱層の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）」と、(2)ロ(ニ)中「屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあっては、」とあるのは「判断の基準別表第1のⅠ及びⅡ地域においては、屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあっては、」と読み替えるものとする。

〔表1〕

住宅の種類			部 位	熱貫流率の基準値					
				地 域 区 分					
				I	II	III	IV	V	VI
(1)	鉄筋コンクリート造の住宅 又は気密住宅	屋根又は天井		0.24	0.52	0.67	0.67	0.67	0.67
		壁		0.45	1.03	1.03	1.11	1.63	
		床	外気に接する床	0.30	0.54	0.54	0.83	1.00	
			その他の床	0.43	0.83	0.83	1.26	1.51	
		土間床等の外周	外気に接する土間床等の外周	0.43	0.78	0.78			
			その他の土間床等の外周	0.62					
(2)	(1)以外の組積造の住宅、 工業化住宅又は 枠組壁工法による住宅	屋根又は天井			0.42	0.59	0.59	0.59	0.59
		壁			0.84	0.84	1.20	1.50	
		床	外気に接する床		0.44	0.44	0.67	0.89	
			その他の床		0.59	0.59	1.03	1.32	
		外気に接する土間床等の外周			0.67	0.67			
(3)	(1)及び(2)以外の住宅	屋根又は天井			0.33	0.48	0.48	0.48	0.48
		壁			0.58	0.58	0.80	1.20	
		床	外気に接する床		0.34	0.34	0.59	0.79	
			板敷きの床		0.54	0.54	0.88	1.30	
		土間床等の外周	外気に接する土間床等の外周		0.49	0.49			
			その他の土間床等の外周		0.70	0.70			

「気密住宅」とは、次の式により算出される床面積1平方メートル当たり相当隙間面積が5平方センチメートル以下のものをいい、以下同様とする。

$C=0.7V/S$

〔この式において、C、V及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。〕

C 床面積1平方メートル当たりの相当隙間面積を平方センチメートルで表した数値

V 住宅の内外の圧力差が水柱1ミリメートルの時の隙間を通過する風量
(単位 1時間につき立方メートル)

S 床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)
(単位 平方メートル)

〔表2〕

部 位			断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき 平方メートル・度)						
			地域区分						
			I	II	III	IV	V	VI	
(1)	鉄筋コンクリート造の住宅又は組構造の気密住宅	屋根又は天井		2.9	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1
		壁		1.7	0.9	0.9	0.7	0.5	
		床	外気に接する床	2.9	1.8	1.8	1.0	0.6	
			その他の床	2.1	1.0	1.0	0.5	0.3	
		土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部	2.1	0.1	0.1			
			その他の土間床等の外周部	0.6					
(2)	木造の気密住宅	屋根又は天井		4.3	1.7	1.2	1.2	1.2	1.2
		壁		2.4	0.9	0.9	0.8	0.5	
		床	外気に接する床	3.7	1.8	1.8	1.0	0.7	
			その他の床	2.4	1.0	1.0	0.5	0.3	
		土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部	2.1	0.1	0.1			
			その他の土間床等の外周部	0.6					
(3)	(1)及び(2)以外の気密住宅	屋根又は天井		5.2	2.0	1.5	1.5	1.5	1.5
		壁		3.0	1.1	1.1	1.0	0.6	
		床	外気に接する床	4.5	2.2	2.2	1.2	0.9	
			その他の床	3.0	1.2	1.2	0.6	0.4	
		土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部	2.1	0.1	0.1			
			その他の土間床等の外周部	0.6					
(4)	(1)以外の組構造の住宅	屋根又は天井			2.2	1.5	1.5	1.5	1.5
		壁			1.1	1.1	0.9	0.6	
		床	外気に接する床		2.0	2.0	1.2	0.7	
			その他の床		1.2	1.2	0.6	0.3	
		外気に接する土間床等の外周部			0.4	0.4			
(5)	枠組壁工法による住宅	屋根又は天井			2.2	1.5	1.5	1.5	1.5
		壁			1.2	1.2	0.8	0.5	
		床	外気に接する床		2.2	2.2	1.2	0.8	
			その他の床		1.5	1.5	0.6	0.4	
		外気に接する土間床等の外周部			0.4	0.4			
(6)	(2)及び(5)以外の木造の住宅	屋根又は天井			2.8	1.8	1.8	1.8	1.8
		壁			1.8	1.8	1.2	0.7	
		床	外気に接する床		3.2	3.2	1.6	1.1	
			その他の床		1.8	1.8	0.9	0.5	
		土間床等の外周部			1.4	1.4			
(7)	(1)から(6)までに掲げる住宅以外の住宅	屋根又は天井			3.3	2.2	2.2	2.2	2.2
		壁			2.2	2.2	1.5	0.8	
		床	外気に接する床		3.9	3.9	1.9	1.3	
			その他の床		2.2	2.2	1.1	0.6	
		土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部		1.4	1.4			
			その他の土間床等の外周部		0.3	0.3			
					0.3	0.3			
1 「土間床等の外周部」とは、土間床等の外周より1m以内の部分进行いう。									
2 床に建材畳床等（ポリスチレンフォームサンドウィッチ畳床（日本工業規格（以下「JIS」という。）A5901－1997（ポリスチレンフォームサンドウィッチ畳床）に定める畳床をいう。）、インシュレーションファイバーボードサンドウィッチ畳床（J I S A 5901－1997（インシュレーションファイバーボードサンドウィッチ畳床）に定める畳床をいう。）又は建材畳床（J I S A 5914－1997（建材畳床）に定める畳床をいう。）をいう。以下同じ。）を使用する場合にあっては、板敷きの床の断熱材の熱抵抗の値より当該建材畳床等に使用されている断熱材の熱抵抗の値を減じた値を用いることができるものとする。									
3 土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。									
4 真壁造の工法で住宅を建設する場合において断熱材が真壁造の壁体内に施工できない場合にあっては、次のいずれかによる。									
イ 断熱構造とする真壁造の壁の面積が断熱構造とする壁の面積の合計の30パーセント以下の場合にあっては、屋根又は天井、真壁造の壁以外の壁床のいずれか一つの部位の断熱材の熱抵抗の値に当該真壁造の壁の部分で減じた断熱材の熱抵抗の値を附加するものとする。									
ロ 壁の外側に断熱材を施工する。									
5 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の値を適用するものとする。									
6 特別の事由により、一つの部位でこの表の断熱材の熱抵抗の値を減ずる場合にあっては、他のすべての部位の断熱材の熱抵抗の値に、当該減じた数値を附加するものとする。									

ハ 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針 4 の(1)及び(2)に適合しているものであることとする。ただし、設計施工指針 4 のうち、(1)イに掲げる表は次に掲げる表 3 と、(1)ロに掲げる表は次に掲げる表 4 と、(2)イに掲げる表中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅰ」と、「Ⅲ」とあるのは「Ⅱ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅲ」と、「Ⅵ」とあるのは「Ⅳ、Ⅴ及びⅥ」と、(2)ロは「判断の基準別表第 1 のⅢ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域においては、方位が東北東から南を経て西北西までの範囲に面する窓では、ガラスの日射侵入率が 0.66 以下であるもの、若しくは付属部材又は庇、軒等を設けるようにすること。ただし「付属部材」とは、レースカーテン、内付けブラインド（窓の直近内側に設置されるベネシャンブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう。）、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング（テント生地等で構成される日除けで開閉機構を有するものをいう。）若しくはサンシェード（窓全面を覆う網状面材の日除けをいう。）をいう。）その他日射の侵入を防止するため開口部に取り付けるものをいう。」と、(2)ハに掲げる表は次に掲げる表 5 と読み替えるものとする。

〔表 3〕

地域の区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
熱貫流率の基準値 (単位 1 m ² 1 °Cにつき W)	2.33	3.49	4.65	6.51		

〔表 4〕

窓が面する方位	地域の区分					
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
真北±30°の方位			0.60			

〔表 5〕

地域の区分	I	II	III	IV	V	VI
気密性等級	A-4 又は A-3					
「気密性等級」とは、日本工業規格 A 4706 に定める気密性等級をいう。						

③ 等級 2 の仕様基準

イ 断熱構造とする部分の基準

設計施工指針 2 によることとする。ただし、設計施工指針 2 のうち、「断熱、日射遮蔽、結露防止及び気密のための措置」とあるのは「断熱のための措置」と、「(1)から(3)まで」とあるのは、「(1)から(5)まで」と読み替え、(3)の後に次を加えるものとする。

- (4) 居室と区画されている玄関その他これに類する区画の出入口の建具
- (5) 共同住宅の壁であって、次の表の(イ)欄に掲げる地域の区分に応じ、(ロ)欄に掲げる壁の種類に該当するもの

(い)	(ろ)
地域の区分	壁 の 種 類
I	居室又は押入れ以外の壁（ただし、妻壁を除く。以下同じ。）
II	
III	
IV	居室若しくは押入れ以外の壁又は南面する壁（ただし、妻壁を除く。）
V	すべての壁
VI	

ロ 躯体の断熱性能等に関する基準

設計施工指針3の(1)及び(2)に適合しているものであることとする。ただし、設計施工指針3のうち、(1)イ柱書は「熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部材及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。」と、同項のうち表は次に掲げる表1と、(1)ロに掲げる表は次に掲げる表2と、(2)イは「断熱材は、必要な部位に隙間なく施工すること。」と、(2)ロは「床又は天井と壁との取合部においては、外気が室内側に流入しないよう有効な措置を講じること。」と、(2)ハは「グラスウール、ロックウールその他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を天井又は壁に施工する場合にあっては、防湿層を室内側に隙間なく設けること。ただし、室内仕上げがビニールクロスその他防湿層と同等以上の透湿抵抗の材料でなされる場合にあっては、この限りでない。」と読み替えるものとする。

〔表1〕

住宅の種類		部 位	熱貫流率の基準値					
			地 域 の 区 分					
			I	II	III	IV	V	VI
(1)	鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅	屋根又は天井	0.70	1.04	1.04	1.04	1.41	1.41
		壁	0.81	1.16	1.16	1.53		
		床	外気に接する部分	0.61	1.10	1.10	1.28	
			その他の部分	0.70	1.22	1.22	1.88	
(2)	(1)以外の住宅	屋根又は天井	0.34	0.69	0.69	0.92	1.39	1.39
		壁	0.53	0.98	0.98	1.29		
		床	外気に接する床	0.41	0.92	0.92	1.15	
			その他の床	0.49	1.01	1.01	1.26	

〔表2〕

住宅の種類		部 位		断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき 平方メートル・度)					
				地 域 の 区 分					
				I	II	III	IV	V	VI
(1)	鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅	屋根又は天井		1.2	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5
		壁		1.0	0.6	0.6	0.4		
		床	外気に接する部分	1.2	0.5	0.5	0.3		
			その他の分	0.8	0.4	0.4	0.1		
(2)	(1)以外の住宅	屋根又は天井		2.7	1.2	1.2	0.8	0.5	0.5
		壁	真壁造で断熱材を施工するもの	注1	1.0	1.0	0.7		
			大壁造で断熱材を施工するもの	2.1	0.8	0.8	0.6		
		床	外気に接する床	2.6	0.8	0.8	0.6		
			その他の床	2.1	0.7	0.7	0.5		

1 地域Ⅰにおいて、一部の壁を真壁造の工法で住宅を建設する場合にあっては、真壁造の壁体内に断熱材を充填し、その他の壁及び天井に施工する断熱材の熱抵抗は、次の表に掲げる数値以上とするものとする。

住宅の種類	部位	工法	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき 平方メートル・度)
鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅	屋根又は天井	天井に断熱材を施工するもの	3.1
	壁	大壁造で断熱材を施工するもの	2.0

2 特別の事由により、一つの部位でこの表の断熱材の厚さを減ずる場合にあっては、他のすべての部位で断熱材の厚さに当該減じた数値の厚さを附加するものとする。

ハ 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針4の(1)イ及び(2)イに適合しているものであることとする。ただし、設計施工指針4のうち、(1)イに掲げる表は次に掲げる表3と、(2)イに掲げる表中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅰ」と、「Ⅲ」とあるのは「Ⅱ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ」と読み替え、同表中Ⅵの欄を削除するものとする。

〔表3〕

地域の区分	I	II	III	IV	V	VI
熱貫流率の基準値 (単位 1 m ² 1 °CにつきW)	3.49	4.07	6.98			

6. 空気環境に関する評価方法基準（素案）

1. 適用範囲

新築住宅に適用する。2 から 7 までについては、戸建住宅及び共同住宅の各戸に適用する。

2. ホルムアルデヒド対策等級（パーティクルボード）に関する評価方法

2-1. 要求事項

内装材に使用するパーティクルボードからのホルムアルデヒドの放出量の少なさとする。

2-2. 要求水準

内装材（居室の床、壁及び天井に使用するものであって、造付家具、押入等の収納部分に使用するものを含む。以下同じ。）として使用するパーティクルボード（ただし、その面積の合計の 10 分の 1 に満たない面積の部分を除くことができるものとする。）について、それぞれ次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、次の①又は②にいずれかの試験方法により求めたホルムアルデヒドの放出量が(ろ)欄に掲げる条件を満たすこととする。

① 日本工業規格 A5908（以下「パーティクルボード規格」という。）の 5.11 に定めるホルムアルデヒド放出量試験の方法

② 特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法

(い)	(ろ)
等級	ホルムアルデヒド放出量（単位 mg/l）
3	0.5 以下
2	5.0 以下
1	—

2-3. 判断基準

(1) 等級 3 の仕様基準

パーティクルボード規格に規定するパーティクルボードで E_0 に区分され表示されたもの又はこれと同等以上の性能があると確かめられたもの

(2) 等級 2 の仕様基準

パーティクルボード規格に規定するパーティクルボードで E_0 、 E_1 若しくは E_2 に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたもの

3. ホルムアルデヒド対策等級（繊維板）に関する評価方法

3-1. 要求事項

内装材に使用する繊維板からのホルムアルデヒドの放出量の少なさとする。

3-2. 要求水準

内装材（居室の床、壁及び天井に使用するものであって、造付家具、押入等の収納部分に使用するものを含む。以下同じ。）として使用する繊維板（ただし、その面積の合計の 10 分の 1 に満たない面積の部分を除くことができるものとする。）について、それぞれ次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、次の①又は②に掲げる試験方法により求めたホルムアルデヒド

の放出量が(ろ)欄に掲げる条件を満たすこととする。

- ① 日本工業規格 A5905（以下「繊維板規格」という。）の 5.15 に定めるホルムアルデヒド放出量試験の方法

- ② 特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法

(い)	(ろ)
等級	ホルムアルデヒド放出量（単位 mg/l）
3	0.5 以下
2	5.0 以下
1	—

3－3．判断基準

(1) 等級3の仕様基準

繊維板規格に規定するミディアムデンシティボード（以下「MDF」という。）でE₀に区分され表示されたもの又はこれと同等以上の性能があると確かめられたもの

(2) 等級2の仕様基準

MDFでE₀、E₁若しくはE₂に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたもの

4．ホルムアルデヒド対策等級（合板）に関する評価方法

4－1．要求事項

内装材に使用する合板からのホルムアルデヒドの放出量の少なさとする。

4－2．要求水準

内装材（居室の床、壁及び天井に使用するものであって、造付家具、押入等の収納部分に使用するものを含む。以下同じ。）として使用する合板（ただし、その面積の合計の 10 分の 1 に満たない面積の部分を除くことができるものとする。）について、それぞれ次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、次の①又は②に掲げる試験方法により求めたホルムアルデヒド平均放散量が(ろ)欄に掲げる条件を満たすこととする。

- ① 普通合板の日本農林規格（平成 11 年 6 月 21 日農林水産省告示第 851 号。以下「普通合板規格」という。）の別記の 3 の(5)、特殊合板の日本農林規格（平成元年 11 月 15 日農林水産省告示第 1515 号。以下「特殊合板規格」という。）の別記の 3 の(16)に定めるホルムアルデヒド放散量試験の方法

- ② 特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法

(い)	(ろ)
等級	ホルムアルデヒド平均放散量（単位 mg/l）
3	0.5 以下
2	5.0 以下
1	—

4－3．判断基準

(1) 等級3の仕様基準

普通合板規格に規定する普通合板、特殊合板規格に規定する特殊合板若しくは構造用合板の日本農林規格（平成 11 年 6 月 21 日農林水産省告示 850 号。以下「構造用合板規格」

という。)に規定する構造用合板でF₁に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたもの

(2) 等級2の仕様基準

普通合板規格に規定する普通合板、特殊合板規格に規定する特殊合板若しくは構造用合板規格に規定する構造用合板でF₁若しくはF₂に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたもの

5. ホルムアルデヒド対策等級（複合フローリング）に関する評価方法

5-1. 要求事項

内装材に使用する複合フローリングからのホルムアルデヒドの放出量の少なさとする。

5-2. 要求水準

内装材（居室の床、壁及び天井に使用するものであって、造付家具、押入等の収納部分に使用するものを含む。以下同じ。）として使用する複合フローリング（ただし、その面積の合計の10分の1に満たない面積の部分を除くことができるものとする。）について、それぞれ次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、次の①又は②に掲げる試験方法により求めたホルムアルデヒドの平均放散量が(ろ)欄に掲げる条件を満たすこととする。

① フローリングの日本農林規格（平成3年7月23日農林水産省告示955号。以下「フローリング規格」という。）の別記3の(8)に定めるホルムアルデヒド放散量試験の方法

② 特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法

(い)	(ろ)
等級	ホルムアルデヒド平均放散量（単位 mg/l）
3	0.5 以下
2	5.0 以下
1	—

5-3. 判断基準

(1) 等級3の仕様基準

フローリング規格に規定する複合フローリングでF₁に区分され表示されたもの又はこれと同等以上の性能があると確かめられたもの

(2) 等級2の仕様基準

フローリング規格に規定する複合フローリングでF₁若しくはF₂に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたもの

6. 全般換気対策に関する評価方法

6-1. 要求事項

冬期において、室内の空気を外気と入れ換えるために必要な対策が講じられていることとする。

6-2. 判断基準

(1) 次のいずれかの対策の有無によることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めたものによることとする。

①機械換気

②自然換気

(2) (1)①でいう機械換気は、次の①から⑤までによることとする。

- ① 次の表の(い)欄に掲げる相当隙間面積の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる必要換気回数が確保できる機械換気設備が設置されていることとする。なお、機械換気設備は、24 時間の連続運転が確保できるものとし、間歇的に運転される局所換気の影響を考慮しないものとする。

(い)	(ろ)
相当隙間面積 (単位 cm^2/m^2)	必要換気回数 (単位 回/時間)
2 以上	0.3 以上
2 未満	0.4 以上

- ② ①の機械換気設備は、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 3 第 2 項に規定するものをいう。なお、鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅で、換気上有効な給気機及び排気口を有する設備を用いる場合は、住宅内の高湿の空気が壁体内に侵入するおそれがないよう措置を講じるものとする。

- ③ ①の表の(い)欄に掲げる相当隙間面積は、平成 11 年通商産業省 建設省告示第 2 号「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」（以下「判断の基準」という。）2 の(2)に規定する計算方法により算出することとする。ただし、判断の基準 2 の(3)に規定する住宅を除き、次の表の(い)欄に掲げる住宅の種類毎に、(ろ)欄に掲げる数値とみなすことができるものとする。

(い)	(ろ)
住宅の種類	相当隙間面積 (単位 cm^2/m^2)
木造の住宅	7 以上
重量鉄骨造の住宅	7 以上
枠組壁工法の住宅	5 を超え 7 未満
鉄筋コンクリート造の住宅	2 以下

- ④ 換気回数は次の式によることとする。

$$n = \alpha \cdot Q / A$$

- この式において、 α 、 Q 及び A は次の数値を表すものとする。
- n 換気回数 (単位 回/時)
- α 有効換気量率 (換気設備の給気量から漏気量を差し引いた分の割合)
- Q 機械換気設備の換気量 (給気量又は排気量) (単位 $\text{m}^3/\text{時}$)
- A 住宅の気積 (単位 m^3)

- ⑤ ④において、機械換気設備の給気量又は排気量は、日本工業規格 C9603 の 8. 8 (風量試験) により求まる静圧－風量曲線 (以下、「P－Q 曲線」という。) に基づき、搬送部材、端末換気口による圧力損失の影響を勘案した当該機器の機外静圧に対応する風量とする。

- ⑥ ①の表の(ろ)欄の換気回数が得られていることは、次の式により確かめることとする。

$$P_b \geq P_r$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{この式において、} P_b \text{ 及び } P_r \text{ は、次の数値を表すものとする。} \\ P_b \text{ 必要換気回数に対応した最大機外静圧（単位 Pa）。（ろ）欄の換気回数 } n \\ \text{に応じて次の式により求めた必要換気量 } Q \text{ に対して、} P-Q \text{ 曲線により、機外} \\ \text{静圧 } P_b \text{ を求める。} \\ Q = n \cdot A / \alpha \\ P_r \text{ 必要換気量で換気した場合の搬送部材、端末による圧力損失の合計} \end{array} \right]$$

⑦ P_r は、外部の換気口から室内側の換気口の搬送経路の中で最長の経路について、イ又は口のいずれかの式により、計算することとする。

$$\text{イ } P_r = \zeta_o \cdot P_{vo} \cdot (Q_o/Q_{so})^2 + \zeta_i \cdot P_{vi} \cdot (Q_i/Q_{si})^2 + \Sigma (\lambda_i \cdot L_i/D_i + \zeta_{bi}) \cdot P_{vi} \cdot (Q_i/Q_{si})^2$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{この式において、} \zeta_o, \zeta_i, \lambda, D, L, \zeta_b, P_v, Q, Q_s \text{ は、次の数値を} \\ \text{表すものとする。} \\ \zeta_o \text{ 外壁端末の圧力損失係数} \\ \zeta_i \text{ 室内端末の圧力損失係数} \\ \lambda \text{ ダクトの摩擦係数} \\ D \text{ ダクトの直径（単位 m）} \\ L \text{ ダクトの長さ（単位 m）} \\ \zeta_b \text{ 曲り等局部の圧力損失係数の検証単位における合計} \\ P_v \text{ ダクト径に対応して定める基準動圧（単位 Pa）} \\ Q \text{ 検証単位が必要風量（単位 } m^3/h \text{）} \\ Q_s \text{ ダクト径、端末の接続径に対応する基準風量（単位 } m^3/h \text{）} \\ \text{なお、添字 } o \text{ は屋外側端末を、} i \text{ は室内側端末を、} i \text{ は最大経路のダクトを} \\ \text{曲がり及び分岐毎に分割した検証単位を示す。} \end{array} \right]$$

$$\text{ロ } P_r = 21.8(4.5 + (L/D + m \cdot K) \cdot r) \cdot (Q/Q_L)^2$$

ただし、この式は、全ての経路における風量が Q_L 以下であること、 Q が $0.6Q_L$ 以下であることが確かめられた場合について、適用することができる。

※この適用範囲については、さらに条件を付加することを検討中。

$$\left[\begin{array}{l} \text{この式において、} L, D, n, K, r, Q, Q_L \text{ は、次の数値を表すものとする。} \\ L \text{ 経路の長さ（単位 m）} \\ D \text{ 最小径の部分の径（単位 m）} \\ m \text{ 曲がりと分岐の総数（単位 個）} \\ K \text{ ダクトの種別に応じて定まる曲がり係数（表 1 による）} \\ r \text{ ダクトの種別に応じて定まる摩擦係数（表 2 による）} \\ Q \text{ 当該経路で最小径の部分の風量（単位 } m^3/h \text{）} \\ Q_L \text{ ダクト径に応じて定まる制限風量（表 3 による）} \end{array} \right]$$

表 1

ダクト種別	硬質管	アルミフレキ管	PVCフレキ管
曲がり係数K	7.33	20.0	16.7

表 2

ダクト種別	硬質管	アルミフレキ管	PVCフレキ管
摩擦係数 r	0.03	0.05	0.06

表 3

ダクト外径 (mm)	50	75	100	125	150	200
制限風量 Q_L	42	95	170	265	380	680

(3) (1)の②でいう自然換気は、次の①から④までによることとする。

- ① 同一住戸内に 2 以上の階を有する住宅に限り、次の表の(い)欄に掲げる地域の区分(「判断の基準」別表第一に規定する地域の区分をいう。以下、同じ。)、(ろ)欄に掲げる相当隙間面積の区分に応じ、自然給排気口の有効開口面積が(は)欄に掲げる条件を満たすものとする。

(い) 地域	(ろ) 相当隙間面積 (単位 cm^2/m^2)	(は) 自然給排気口の有効開口面積 (単位 cm^2/m^2)
I 及び II	5 を超える	0
	2 を超え 5 以下	2 以上
	2 以下	4 以上
III、IV、V 及び VI	7 以上	0
	5 を超え 7 未満	2 以上
	2 を超え 5 以下	4 以上
	2 以下	6 以上

- ② ①の表の(ろ)欄に掲げる相当隙間面積は、(2)の③によることとする。
- ③ ①の表の(は)欄に掲げる自然給排気口は、建築基準法に定めるところに適合するほか、平成 11 年建設省告示第 998 号「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」(以下「設計施工指針」という。) 5(2)イの(は)及び(に)にまで定めるところによることとする。
- ④ ①の表の(は)欄に掲げる有効開口面積は、設計施工指針 5 の(2)イの(ろ)に規定する方法により算出するものとする。ただし、算出に必要な開口部を通過する風量は日本工業規格 A1431 に定める試験の方法により確かめられたものとし、室内側の実開口面積の 4 分の 1 を有効開口面積とみなすことができるものとする。

7. 局所換気に関する評価方法

7-1. 要求事項

台所、浴室及び便所において、室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去する措置が講じられていることとする。

7-2. 判断基準

台所、浴室及び便所において、次の①及び②に掲げる措置の有無による。

- ① 機械換気設備
- ② 換気のできる窓

7. 光・視環境に関する評価方法基準（素案）

1. 適用範囲

新築住宅に適用する。2及び3については、戸建住宅及び共同住宅の各戸に適用する。

2. 単純開口率に関する評価方法

2-1. 要求事項

住宅の居室全体の床面積の合計に対する方位別の開口部の面積の合計の割合の大きさとする。

2-2. 判断基準

- (1) 次の式により算出される数値によるものとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めたものによることとする。

$$W_n = 100 \times A_n / S$$

- この式において、 W_n 、 A_n 及び S は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- | | |
|-------|---|
| W_n | 方位別の単純開口率（東、南、西及び天上の方位とする。）（単位 %） |
| A_n | 住宅の居室の開口部のうち、評価する方位に面するもの（外部に面し、開放できるか又は光を透過する材料で作られているものに限る。以下(2)において同じ。）の面積の合計(単位 m^2) |
| S | 居室の床面積の合計(単位 m^2) |

- (2) (1)において、開口部の方位及び面積は次の①から⑦までに掲げるところによることとする。

- ① 平面上において、開口部から外部へ向かう法線の属する方位とすること。
- ② 真北方向を基準に方位軸を設定し、この方位軸と平面上で 45 度で交わる線により区分される範囲をそれぞれ東西南北の方位とすること。
- ③ 平面上で複数の法線をもつ形状の一の開口部を結んだ平面の法線によること。
- ④ 開口部が真上方向を向いている開口部については、天上の方位にあるものとする。
- ⑤ 鉛直方向と開口部との傾きが0度を超え 45 度以下の場合には垂直投影面積により単純開口率を算出すること。
- ⑥ 鉛直方向と開口部との傾きが 45 度を越え 90 度未満の場合には水平投影面積により単純開口率を算出し、天上の方位にあるものとする。
- ⑦ 開口部が下面を向いている場合は、その傾きに関わらず、垂直投影面積により単純開口率を算出すること。

3. 採光有効開口率に関する評価方法

3-1. 要求事項

住宅の居室全体の延面積に関する、室内作業面に必要な照度を確保するための天空光を取得できる居室開口部面積の合計の割合とする。

3-2. 判断基準

次の式により算出される数値によるものとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めたものによることとする。また、法定採光有効開口率は、建築基準法の規定によることとする。

$$W=100\times A/S$$

この式においてW、A及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W 居室全体の採光有効開口率（単位 %）

A 住宅全体の居室における採光上有効な開口部の面積の合計(単位 m²)

S 居室の床面積の合計(単位 m²)

※採光有効面積の算定方法については、今後改正される建築基準法施行令（以下「改正政令」という。）により定めるところによるものとする。平成 12 年 2 月時点では、改正政令の内容は未定であるが、採光斜線の考え方や窓の位置等に応じた倍率等を引用することを想定している。

8. 音環境に関する評価方法基準（素案）

1. 適用範囲

新築住宅に適用する。2 から 6 までについては共同住宅の各戸に、7 については戸建住宅及び共同住宅の各戸に適用する。

2. 重量床衝撃音遮断対策等級に関する評価方法

2-1. 要求事項

居室の界床における重量床衝撃音の下階への伝わりにくさとする。

2-2. 要求水準

- (1) 下階住戸との界床については、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、特定条件下において、重量床衝撃音レベルが+5 dB の誤差の範囲内で、(ろ)欄に掲げる水準となるよう、評価の対象とする住戸と直下の住戸の居室との界床に対し必要な対策が講じられているものとする。

(い) 等級	(ろ) 重量床衝撃音レベル			
	63Hz 帯域	125Hz 帯域	250Hz 帯域	500Hz 帯域
	73dB 以下	63dB 以下	56dB 以下	50dB 以下
5	73dB 以下	63dB 以下	56dB 以下	50dB 以下
4	78dB 以下	68dB 以下	61dB 以下	55dB 以下
3	83dB 以下	73dB 以下	66dB 以下	60dB 以下
2	88dB 以下	78dB 以下	71dB 以下	65dB 以下
1	—	—	—	—

- (2) 上階住戸との界床については、(1)の表の(い)欄に掲げる等級毎に、特定条件下において、重量床衝撃音レベルが+5 dB の誤差の範囲内で、(1)の表の(ろ)欄に掲げる水準となるよう、評価の対象とする住戸の居室と直上の住戸との界床に対し必要な対策が講じられているものとする。
- (3) (1)及び(2)において種類の異なる複数の界床が存している場合には、これら界床のうち最も低い等級の評価を受けた界床の等級を当該住戸の等級とするものとする。
- (4) (1)及び(2)において「特定条件」とは、①から③に掲げる条件をいう。
- ① 対象周波数領域内において、床板は拡散振動場とみなす。
 - ② 45Hz 以上の対象周波数領域内において受音室は拡散音場とする。
 - ③ 受音室の等価吸音面積は 10 m²とする。

2-3. 判断基準

以下の仕様に適合しているものであることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めたものによることとする。

※仕様基準については継続検討中であるが、単板スラブについては仕様の一例を示す。

(1) 適用範囲

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅に適用する。

(2) 等級5の仕様基準

- ① スラブ厚さ、床仕上げ、スラブの端部拘束条件、受音室の面積が次の表の(い)欄に掲げるスラブの種類に応じ、(ろ)欄から(ほ)欄までに掲げる組み合わせに該当することとする。

(例)

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
スラブの種類	スラブ厚	床仕上げ	端部拘束条件	受音室の面積
均質単板スラブ (普通コンクリート)	22 cm以上	直張床	3 辺以上	10 m ² 未満

- ② ①においてスラブの端部拘束条件とは、室の上部の周囲が大梁、小梁又はRC壁で囲まれた辺の数を表し、以下同様とする。

(3) 等級4の仕様基準

スラブ厚さ、床仕上げ、スラブの端部拘束条件、受音室の面積が次の表の(い)欄に掲げるスラブの種類に応じ、(ろ)欄から(ほ)欄までに掲げる組み合わせに該当することとする。

(例)

(い)		(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
スラブの種類		スラブ厚	床仕上げ	端部拘束条件	受音室の面積
均質単板スラブ (普通コンクリート)	a	18 cm以上	直張床	3 辺以上	20 m ² 未満
	b	20 cm以上	直張床	2 辺以上	20 m ² 未満

(4) 等級3の仕様基準

スラブ厚さ、床仕上げ、スラブの端部拘束条件、受音室の面積が次の表の(い)欄に掲げるスラブの種類に応じ、(ろ)欄から(ほ)欄までに掲げる組み合わせに該当することとする。

(例)

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
スラブの種類	スラブ厚	床仕上げ	端部拘束条件	受音室の面積
均質単板スラブ (普通コンクリート)	15 cm以上	直張床	3 辺以上	20 m ² 未満

(5) 等級2の仕様基準

スラブ厚さ、床仕上げ、スラブの端部拘束条件、受音室の面積が次の表の(い)欄に掲げるスラブの種類に応じ、(ろ)欄から(ほ)欄までに掲げる組み合わせに該当することとする。

(例)

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
スラブの種類	スラブ厚	床仕上げ	端部拘束条件	受音室の面積
均等単板スラブ (普通コンクリート)	15 cm以上	直張床	2 辺以上	20 m ² 未満

※仕様基準については継続して検討中である。

3. 相当スラブ厚等級（重量床衝撃音）に関する評価方法

3-1. 要求事項

構成材料及び断面形状によって発揮される界床の振動のしにくさとする。

3-2. 要求水準

- (1) 下階住戸との界床については、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、評価の対象とする住戸と直下の住戸の居室との界床の重量床衝撃音の低減に有効な厚さ（以下「相当スラブ厚」という。以下同じ）が(ろ)欄に掲げる水準を満たすこととする。

(い)	(ろ)
等級	相当スラブ厚
5	27cm 以上
4	20cm 以上
3	15cm 以上
2	11cm 以上
1	—

- (2) 上階住戸との界床については、(1)の表の(い)欄に掲げる等級毎に、評価の対象とする住戸の居室と直上の住戸との界床の相当スラブ厚が(ろ)欄に掲げる水準を満たすこととする。
- (3) (1)及び(2)において、種類の異なる複数の界床が存している場合には、これら界床のうちもっとも低い等級の評価を受けた界床の等級を当該住戸の等級とするものとする。

3-3. 判断基準

次の(1)又は(2)によることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めるものによることとする。

(1) 計算による基準

- ① 相当スラブ厚は次の式により算出することとする。

$$h_s = h_1 \times 10^{(\Delta L_f + \Delta L_c) / 40}$$

この式において、 h_s 、 h_1 、 ΔL_f 及び ΔL_c は、それぞれ次の数値を表すものとする。

h_s 相当スラブ厚（単位 m）

h_1 床躯体の等価厚さ（単位 m）

ΔL_f 床の仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量

ΔL_c 天井の効果による重量床衝撃音レベル低減量

※ ΔL_c については試験方法を明確化する方向で検討中である。

- ② 床躯体の等価厚さ h_1 は、均質単板スラブ（ただし、普通コンクリートのものに限る。）上に床仕上げが行われるものにあつては当該スラブの厚さ、それ以外の床躯体にあつては次の式により算出するものとする。

$$h_1 = (2m \cdot \Sigma(E_i I_i) \times 10^{-3})^{1/4}$$

この式において、 h_1 、 m 、 E_i 、及び I_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

h_1 床躯体の等価厚さ（単位 m）

m 床躯体の面密度（単位 kg/m^2 ）

E_i 床躯体に使用される各部材（ただし、剛に接続される複数の部材については一つの部材とみなす。）のヤング係数（単位 N/m^2 ）

I_i 床躯体に使用される各部材の断面の幅 1 m あたりの断面 2 次モーメント（単位 m^3 ）

- ③ ΔL_f は、日本工業規格 A 1440 に定める試験方法に準じ確認された界床に用いられる仕上げ構造による重量床衝撃音レベル低減量（ただし、63Hz、125Hz、250Hz 及び 500Hz での測定値のうち、最も小さい値とする。）によることとする。

※試験方法については、JIS の試験方法に準じて、さらに詳細な試験条件を設定する方向で検討中である。

(2) 仕様との適合による基準

※仕様基準については継続して検討中である。

4. 軽量床衝撃音遮断対策等級に関する評価方法

4-1. 要求事項

居室の界床における軽量床衝撃音の下階への伝わりにくさとする。

4-2. 要求水準

- (1) 下階住戸との界床については、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、特定条件下において、軽量床衝撃音レベルが +5 dB の誤差の範囲内で、(ろ)欄に掲げる水準となるよう、評価の対象とする住戸と直下の住戸の居室との界床に対し必要な対策が講じられているものとする。

(い) 等級	(ろ) 軽量床衝撃音レベル				
	125Hz 帯域	250Hz 帯域	500Hz 帯域	1 kHz 帯域	2 kHz 帯域
5	58dB 以下	51dB 以下	45dB 以下	42dB 以下	41dB 以下
4	63dB 以下	56dB 以下	50dB 以下	47dB 以下	46dB 以下
3	68dB 以下	61dB 以下	55dB 以下	52dB 以下	51dB 以下
2	73dB 以下	66dB 以下	60dB 以下	57dB 以下	56dB 以下
1	—	—	—	—	—

- (2) 上階住戸との界床については、(1)の表の(い)欄に掲げる等級毎に、特定条件下において、軽量床衝撃音レベルが +5 dB の誤差の範囲内で、(1)の表の(ろ)欄に掲げる水準となるよう、評価の対象とする住戸の居室と直上の住戸との界床に対し必要な対策が講じられているものとする。
- (3) (1)及び(2)において種類の異なる複数の界床が存している場合には、これら界床のうち

最も低い等級の評価を受けた界床の等級を当該住戸の等級とするものとする。

(4) (1)及び(2)において「特定条件」とは、①から③に掲げる条件をいう。

- ① 対象周波数領域内において、床板は拡散振動場とみなす。
- ② 45Hz以上の対象周波数領域内において受音室は拡散音場とする。
- ③ 受音室の等価吸音面積は10 m²とする。

4-3. 判断基準

以下の仕様に適合しているものであることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めたものによることとする。

(1) 適用範囲

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅に適用する。

(2) 等級5の仕様基準

スラブ厚さ、床仕上げ構造が次の表の(い)欄に掲げるスラブの種類に応じ、(ろ)欄又は(は)欄までに掲げる組み合わせに該当することとする。

(例)

(い)	(ろ)	(は)
スラブの種類	スラブ厚	床仕上げ構造
均質単板スラブ (普通コンクリート)	25 cm以上	クッション材8 mm以上＋カット又は ループカーペット4 mm以上

(3) 等級4の仕様基準

スラブ厚さ、床仕上げ構造が次の表の(い)欄に掲げるスラブの種類に応じ、(ろ)欄又は(は)欄までに掲げる組み合わせに該当することとする。

(例)

(い)	(ろ)	(は)
スラブの種類	スラブ厚	床仕上げ構造
均質単板スラブ (普通コンクリート)	a	18 cm以上
	b	22 cm以上
		クッション材8 mm以上＋カット又は ループカーペット4 mm以上

(4) 等級3の仕様基準

スラブ厚さ、床仕上げ構造が次の表の(い)欄に掲げるスラブの種類に応じ、(ろ)欄又は(は)欄までに掲げる組み合わせに該当することとする。

(例)

(い)	(ろ)	(は)
スラブの種類	スラブ厚	床仕上げ構造
均質単板スラブ (普通コンクリート)	a	18 cm以上
	b	22 cm以上
		直張木質フローリング(防音型) 直張木質フローリング

(5) 等級2の仕様基準

スラブ厚さ、床仕上げ構造が次の表の(い)欄に掲げるスラブの種類に応じ、(ろ)欄又は(は)欄までに掲げる組み合わせに該当することとする。

(例)

(い)		(ろ)	(は)
スラブの種類		スラブ厚	床仕上げ構造
均質単板スラブ (普通コンクリート)	a	15 cm以上	直張木質フローリング(防音型)
	b	20 cm以上	直張木質フローリング

※仕様基準については継続して検討中である。

5. 床仕上げ等級（軽量床衝撃音）に関する評価方法

5-1. 要求事項

界床の仕上げ構造によって発揮される軽量床衝撃音の低減の効果の大きさとする。

5-2. 要求水準

- (1) 下階住戸との界床については、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、評価の対象とする住戸と直下の住戸の居室との界床に用いられる仕上げ構造による軽量床衝撃音レベル低減量が、(ろ)欄に掲げる条件を満たすこととする。ただし、当該軽量床衝撃音レベル低減量は、次の①又は②に掲げるいずれかの方法により求められるものとする。

①日本工業規格 A1440 に定める軽量床衝撃音レベル低減量の試験方法

※試験方法については、JIS の試験方法に加え、さらに詳細な試験条件を設定する方向で検討中である。

②特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法

(い) 等級	(ろ) 軽量床衝撃音レベル低減量				
	125Hz 帯域	250Hz 帯域	500Hz 帯域	1kHz 帯域	2kHz 帯域
5	14 dB 以上	23 dB 以上	29 dB 以上	33 dB 以上	35 dB 以上
4	9 dB 以上	18 dB 以上	24 dB 以上	28 dB 以上	30 dB 以上
3	4 dB 以上	13 dB 以上	19 dB 以上	23 dB 以上	25 dB 以上
2	-1 dB 以上	8 dB 以上	14 dB 以上	18 dB 以上	20 dB 以上
1	—	—	—	—	—

- (2) 上階住戸との界床については、(1)の表の(い)欄に掲げる等級毎に、評価の対象とする住戸の居室と直上の住戸との界床に用いられる仕上げ構造による軽量床衝撃音レベル低減量が、(1)の表の(ろ)欄に掲げる水準を満たすこととする。ただし、当該軽量床衝撃音レベル低減量は、(1)の①又は②に掲げるいずれかの方法により求められるものとする。

- (3) (1)及び(2)において、種類の異なる複数の界床が存している場合には、これら界床のうちもっとも低い等級の評価を受けた界床の等級を当該住戸の等級とするものとする。

5-3. 判断基準

以下の仕様に適合しているものであることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めたものによることとする。

※仕様基準については継続して検討中である。

6. 透過損失等級（界壁）に関する評価方法

6-1. 要求事項

界壁断面の空気伝搬音の透過のしにくさとする。

6-2. 要求水準

- (1) 評価の対象とする住戸と隣接する住戸との界壁（当該界壁の面する室の少なくとも一方が居室であるものに限る。）に使用される材料について、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、次の①又は②に掲げるいずれかの方法（等級1の場合を除く。）により求めた透過損失が、(ろ)欄に掲げる水準を満たすこととする。ただし、当該界壁に係る空気伝搬音の遮断の効果に著しい影響を及ぼすおそれのある迂回路伝搬を軽減するため必要な対策が講じられていることとする。

① 日本工業規格 A 1416 に定める音響透過損失測定方法

② 特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法

(い) 等級	(ろ) 透過損失の水準
4	R_r-55 等級以上
3	R_r-50 等級以上
2	R_r-45 等級以上
1	建築基準法施行令第 22 条の 2 第 2 項第三号に定める透過損失

- (2) (1)の表の(ろ)欄（等級1を除く。）に掲げる透過損失の等級は、日本工業規格 A1419 に定める等級とする。
- (3) (1)において、種類の異なる複数の界壁が存している場合には、これら界壁のうちもっとも低い等級の評価を受けた界壁の等級を当該住戸の等級とするものとする。

6-3. 判断基準

以下の仕様に適合しているものであることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めたものによることとする。

※仕様基準については継続して検討中である。また、迂回路伝搬を軽減するため必要な対策の仕様を併せて定めるものとする。

7. 透過損失等級（外壁開口部）に関する評価方法

7-1. 要求事項

居室の外壁の開口部に使用されるサッシの空気伝搬音の透過のしにくさとする。

7-2. 要求水準

居室の外壁の開口部に使用されるサッシについて、次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、次の①又は②に掲げるいずれかの方法により求めた空気伝搬音遮断性能が、(ろ)欄に掲げる水準を満たすか、空気伝搬音の平均音響透過損失（ただし、1/3 オクターブ帯域で 100Hz から 3,150Hz における測定値の平均とする。）が、(は)欄に掲げる水準を満たすこととする。

① 日本工業規格 A1416 に定める試験方法

② 特別評価方法認定により建設大臣が認めた方法

(い)	(ろ)	(は)
等級	空気伝搬音遮断性能	平均音響透過損失
3	T－2 以上	30 dB 以上
2	T－1 以上	25 dB 以上
1	—	—

- (2) 種類の異なる複数のサッシが存している場合には、これらサッシのうち最も低い等級の評価を受けたサッシの等級を当該住戸の等級とするものとする。
- (3) (1)において「空気伝搬音遮断性能」とは、日本工業規格 A4706（以下「サッシ規格」という）に規定するサッシの遮音等級に該当する性能をいう。

7－3．判断基準

以下の仕様に適合しているものであることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により建設大臣が認めたものによることとする。

(1) 等級3の仕様基準

居室の外壁の開口部に使用されるサッシが、次のいずれかに該当するものであることとする。

- ① サッシ規格に規定するサッシで、T－2 以上に区分され表示されたもの
- ② その他①に掲げるものと同等以上の性能があると確かめられたもの

(2) 等級2の仕様基準

居室の外壁の開口部に使用されるサッシが、次のいずれかに該当するものであることとする。

- ① サッシ規格に規定するサッシで、T－1 以上に区分され表示されたもの
- ② その他①に掲げるものと同等以上の性能があると確かめられたもの

9. 高齢者等への配慮に関する評価方法基準（素案）

1. 適用範囲

新築住宅に適用する。2については、戸建住宅及び共同住宅の各戸に適用し、3については、共同住宅の各戸に適用する。

2. 高齢者等配慮対策等級（専用部分）に関する評価方法

2-1. 要求事項

加齢等に伴う身体機能の低下を考慮した移動行為の安全性及び介助行為の容易性の高さとする。

2-2. 要求水準

- (1) 次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、住宅玄関出入口より内部の部分、バルコニー等に係る移動行為の安全性及び介助行為の容易性への配慮のため必要な対策が(ろ)欄に掲げる水準にあることとする。

(い) 等級	(ろ)
	移動行為の安全性及び介助行為の容易性への配慮のため必要な対策
5	イ 自立歩行を想定した場合に、移動行為に係る転倒、転落等の防止のため、特に余裕のある対応を行っていること。 ロ 介助が必要となった場合に、改造を行わなくとも、介助型車いす使用者が基本生活行為を行うために必要な範囲において、特に余裕を持った介助行為の対応が可能であること。
4	イ 自立歩行を想定した場合に、移動行為に係る転倒、転落等の防止のため、余裕のある対応を行っていること。 ロ 介助が必要となった場合に、改造を行わなくとも、介助型車いす使用者が基本生活行為を行うために必要な範囲において、余裕を持った介助行為の対応が可能であること。
3	イ 自立歩行を想定した場合に、移動行為に係る転倒、転落等の防止のため、基本的な対応を行っていること。 ロ 介助が必要となった場合に、介助型車いす使用者が基本生活行為を行うために必要な範囲において、軽微な改造により介助行為の対応が可能であること。
2	自立歩行を想定した場合に、移動行為に係る転倒、転落等の防止のため、基本的な対応を行っていること。
1	建築基準法に定める移動行為に係る転倒、転落等の防止のための措置が講じられていること。

- (2) (1)における「移動行為」とは、水平移動、垂直移動、姿勢変化及び寄りかかりの各行為をいい、以下同様とする。
- (3) (1)における「基本生活行為」とは、日常生活空間（特定寝室（高齢者の利用を想定する一の寝室をいう。以下同じ。）、玄関、便所、洗面所、浴室、脱衣室及び食事室のことをいう。以下同じ。）で行われる行為をいい、以下同様とする。
- (4) (1)における介助が必要となった場合に想定する「介助行為」とは、介助車いすの通行の補助、浴室における浴槽への出入り及び体の洗浄、寝室における介助型車いすからベ

ッドへの移乗並びに便所における介助型車いすから便器への移乗及び衣服の着脱及び排泄後の処理の各動作をいい、以下同様とする。

- (5) (1)の「軽微な改造」とは、建築物の構造に影響を与えない範囲での改造をいい、以下同様とする。

2-3. 判断基準

以下の仕様に適合しているものであることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により、建設大臣が認めたものによることとする。

(1) 等級5の仕様基準

① 部屋の配置

イ 日常生活空間は、同一階に配置すること（便所、洗面所、浴室又は脱衣室が複数設置される場合にあっては、複数設置された部屋のうち少なくとも一つは当該階に配置すること。）。ただし、ホームエレベーターを設置する場合は、(3)①イの基準を適用する。

ロ 便所、洗面所、浴室又は脱衣室が複数設置される場合は、複数設置された部屋でイの同一階に存するもののうち少なくとも一つが②から⑥までの基準を満たすこと。ただし、イのホームエレベーターを設置する場合は、(3)①ロの基準を適用する。

② 段差

イ 日常生活空間、これと同一階にある他の居室及びそれらを結ぶ経路上にある床は段差のない構造（設計寸法3mm以下、仕上げ寸法5mm以下の段差が生じるものを含むものとする。以下同じ。）であること。ただし、次のaからcまでに掲げるものはこの限りでない。

a 玄関出入口の段差（くつずりと玄関外側の高低差20mm以下、かつ、くつずりと玄関土間の高低差5mm以下のものに限る。）

b 玄関上がりかまちの段差（戸建住宅にあっては180mm以下のもの、共同住宅にあっては110mm以下のものに限る。）

c バルコニー等への出入口の段差（180mm以下の単純段差（段差の一方が他方から単純な状態で下がる段差をいう。以下同じ。）に限る。）

ロ イに掲げる床以外の床は段差のない構造であること。ただし、(3)②イのc及びdに掲げる段差及びイの経路上にない居室等又は居室等の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差はこの限りでない。

③ 手すり

イ 手すりは、次の表の(い)欄に掲げる各空間において、(ろ)欄に掲げる基準に適合すること。

(い)	(ろ)
空間	手すりの設置の基準
階段	両側に手すりを踏面からの高さが 700mm から 900mm の位置に設置すること。
便所	立ち座りのための手すりを設置すること。
浴室	浴室出入り、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り、姿勢保持のための手すり等及び洗い場の立ち座りのための手すりを設置すること。
玄関	上がりかまち部の昇降及び靴等の着脱のための手すりを設置すること。
脱衣室	衣服の着脱のための手すりを設置すること。

ロ 転落防止のための手すりは、次の表の(い)欄に掲げる各空間において、(ろ)欄に掲げる基準に適合すること。

(い)	(ろ)
部位	手すりの設置の基準
バルコニー	イ 腰壁の高さが650mm以上1,100mm未満の場合は、床面から1,100mm以上の高さに手すりを設置すること。 ロ 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合は、腰壁から800mm以上の高さに手すりを設置すること。 ハ 腰壁の高さが300mm未満の場合は、床面から1,100mm以上の高さに手すりを設置すること。
2階の窓	イ 窓台の高さが650mm以上750mm未満の場合は、床面から800mm以上の高さに手すりを設置すること。 ロ 窓台の高さが300mm以上650mm未満の場合は、窓台から800mm以上の高さに手すりを設置すること。 ハ 窓台の高さが300mm未満の場合は、床面から1,100mm以上の高さに手すりを設置すること。
3階以上の窓	イ 窓台の高さが650mm以上800mm未満の場合は、床面から1,100mm以上の高さに手すりを設置すること。 ロ 窓台の高さが300mm以上650mm未満の場合は、窓台から800mm以上の高さに手すりを設置すること。 ハ 窓台の高さが300mm未満の場合は、床面から1,100mm以上の高さに手すりを設置すること。
階段（開放されている側に限る。）	イ 腰壁の高さが650mm以上800mm未満の場合は、踏面先端から800mm以上の高さに手すりを設置すること。 ロ 腰壁の高さが650mm未満の場合は、腰壁から800mm以上の高さに手すりを設置すること。
廊下（開放されている側に限る。）	イ 腰壁の高さが650mm以上800mm未満の場合は、床面から800mm以上の高さに手すりを設置すること。 ロ 腰壁の高さが650mm未満の場合は、腰壁から800mm以上の高さに手すりを設置すること。

ハ バルコニー、2階及び3階以上の窓、階段又は開放廊下に設ける手すりの手すり子の内法寸法は、床面又は腰壁（階段にあっては踏面の先端）からの高さが 800mm 以下の部分を 110mm 以下とすること。ただし、腰壁又は窓台の高さが 650mm 未満の場合は、腰壁又は窓台から 800mm 以下の部分の内法寸法を 110mm 以下とすること。

④ 通路・出入口の幅員

イ 住宅内の通路のうち、日常生活空間及びこれと同一階にある他の居室の相互間を結ぶものの有効な幅員は 850mm（柱等の箇所にあつては 800mm）以上とすること。

ロ 日常生活空間及びこれと同一階にある他の居室の出入口の幅員（玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを除いた幅員とする。以下同じ。）は、800mm 以上とすること。

⑤ 階段

イ 勾配は 6/7 以下、蹴上げの高さの 2 倍と踏面の奥行の和は 550mm 以上、650mm 以下とすること。ただし、ホームエレベーターを設置する場合は、(3)⑤イに掲げる基準を適用すること。

ロ 最上段の通路等への食い込みや最下段の通路等への突出を避けるとともに、まわり階段等安全上問題があると考えられる形式は用いないこと。

ハ 踏面にすべり防止のための部材を設ける場合は踏面と同一面とし、段鼻を出さないこと。

ニ 蹴込みは 30mm 以下とすること。

⑥ 寝室、便所及び浴室

イ 浴室は、内法で短辺 1,400mm 以上かつ広さ 2.5 m²以上とすること。

ロ 便所は、便器側方及び前方に、介助スペースとしてそれぞれ有効な幅員 500mm 以上を確保すること。

ハ 特定寝室は、内法で 12 m²以上とすること。

(2) 等級 4 の仕様基準

① 部屋の配置

イ 特定寝室、便所及び浴室は同一階に配置すること（便所又は浴室が複数設置される場合にあっては、複数設置された部屋のうち少なくとも一つは当該階に配置すること。）。ただし、ホームエレベーターを設置する場合は、(3)①イの基準を適用する。

ロ 便所、洗面所、浴室又は脱衣室が複数設置される場合は、複数設置された部屋でイの同一階に存するもの（ただし、洗面所及び脱衣室にあつては、イの同一階に存するもの以外のものを含む。）のうち少なくとも一つが①から⑥までの基準を満たすこと。ただし、イのホームエレベーターを設置する場合は、(3)①ロの基準を適用する。

② 段差

イ 日常生活空間、これと同一階にある他の居室及びそれらを結ぶ経路上にある床は段差のない構造であること。ただし、次の a から c までに掲げるものはこの限りでない。

a 玄関出入口の段差（くつずりと玄関外側の高低差 20mm 以下、かつ、くつずりと玄関土間の高低差 5 mm 以下のものに限る。）

b 玄関上がりかまちの段差（戸建住宅にあつては 180mm 以下のもの、共同住宅にあつては 110mm 以下のものに限る。）

c 浴室出入口の段差（20mm 以下の単純段差に限る。）

d バルコニー等への出入口の段差（戸建住宅にあつては、180mm 以下の単純段差とした場合又は 250mm 以下の単純段差若しくは屋内側、屋外側とも 180mm 以下

のまたぎ段差とし、かつ、手すりを設置した場合に限る。共同住宅にあっては、180mm 以下の単純段差とした場合に限る。)

- ロ イに掲げる床以外の床は段差のない構造であること。ただし、(3)②イのc及びdに掲げる段差及びイの経路上にない居室等又は居室等の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差はこの限りでない。

③ 手すり

- イ 手すりは、次の表の(い)欄に掲げる各空間において、(ろ)欄に掲げる基準に適合すること。

(い)	(ろ)
空間	手すりの設置の基準
階段	少なくとも片側に手すりを踏面からの高さが700mmから900mmの位置に設置すること。
便所	立ち座りのための手すりを設置すること。
浴室	浴槽出入りのための手すりを設置すること。
玄関	上がりかまち部の昇降及び靴等の着脱のための手すりを設置すること。
脱衣室	衣服の着脱のための手すりを設置すること。

- ロ 転落防止のための手すりは、(1)③のロに準ずる。
ハ バルコニー、2階及び3階以上の窓、階段、開放廊下に設ける手すりの手すり子の内法寸法は、(1)③のハに準ずる。

④ 通路・出入口の幅員

- イ 住宅内の通路のうち、日常生活空間及び、これと同一階にある他の居室の相互間を結ぶものの有効な幅員は780mm(柱等の箇所にあっては750mm)以上とすること。
ロ 日常生活空間及びこれと同一階にある他の居室の出入口の幅員は、750mm以上(浴室の出入口にあっては650mm以上)とすること。

⑤ 階段

- イ 勾配は6/7以下、蹴上げの高さの2倍と踏面の奥行の和は550mm以上、650mm以下とすること。ただし、ホームエレベーターを設置する場合及び日常生活空間を結ぶ経路上にない場合は、(3)⑤イに掲げる基準を適用すること。
ロ 最上段の通路等への食い込みや最下段の通路等への突出を避けるとともに、まわり階段等安全上問題があると考えられる形式は用いないこと。
ハ 蹴込みは30mm以下とすること。

⑥ 寝室、便所及び浴室

- イ 浴室は、内法で短辺1,400mm以上かつ広さ2.5㎡以上とすること。
ロ 便所は、便器側方及び前方に、介助スペースとしてそれぞれ有効な幅員500mm以上を確保するか、工事を伴わない撤去等により確保できるようにすること。
ハ 特定寝室は、内法で12㎡以上とすること。

(3) 等級3の仕様基準

① 部屋の配置

- イ 特定寝室及び便所は同一階に配置すること(便所が複数設置される場合にあっては、

複数設置された便所のうち少なくとも一つは特定寝室と当該階に配置すること。）。

- ロ 便所、洗面所、浴室又は脱衣室が複数設置される場合は、複数設置された部屋でイの同一階に存するもの（ただし、洗面所、浴室及び脱衣室にあっては、イの同一階に存するもの以外のものを含む。）のうち少なくとも一つが②から⑥までの基準を満たすこと。

② 段差

- イ 日常生活空間、これと同一階にある他の居室及びそれらを結ぶ経路上にある床は段差のない構造であること。ただし、次のaからdまでに掲げるものはこの限りでない。
- a 玄関出入口の段差（くつずりと玄関外側の高低差 20mm 以下、かつ、くつずりと玄関土間の高低差 5mm 以下のものに限る。）
- b 玄関上がりかまちの段差
- c 浴室の出入口の段差（20mm 以下の単純段差とした場合又は浴室内外の高低差 120mm 以下、またぎ高さが 180mm 以下であり、かつ、手すりを設置した場合に限る。）
- d バルコニー等への出入口の段差（共同住宅にあっては、180mm 以下の単純段差とした場合又は 250mm 以下の単純段差又は屋内側、屋外側とも 180mm 以下のまたぎ段差とし、かつ、手すりを設置した場合に限る。）
- ロ イに掲げる床以外の床は段差のない構造であること。ただし、イのc及びdに掲げる段差及びイの経路上にない居室等又は居室等の部分の床とその他の部分の床の 90mm 以上の段差はこの限りでない。

③ 手すり

- イ 手すりは、次の表の(い)欄に掲げる各空間において、(ろ)欄に掲げる基準に適合すること。

(い)	(ろ)
空間	手すりの設置の基準
階段	少なくとも片側に手すりを踏面からの高さが 700mm から 900mm の位置に設置すること。
便所	立ち座りのための手すりを設置すること。
浴室	浴槽出入りのための手すりを設置すること。
玄関	上がりかまち部の昇降や靴等の着脱のための手すりを設置できるようにすること。
脱衣室	衣服の着脱のための手すりを設置できるようにすること。

- ロ 転落防止のための手すりについては、(1)③のロに準ずる。
- ハ バルコニー、2 階及び 3 階以上の窓、階段、開放廊下に設ける手すりの手すり子の内法寸法については、(1)③のハに準ずる。

④ 通路・出入口の幅員

- イ 住宅内の通路のうち、日常生活空間及び、特定寝室と同一階にある他の居室の相互間を結ぶものの有効な幅員は 780mm（柱等の箇所においては 750mm）以上とすること。
- ロ 日常生活空間及び特定寝室と同一階にある他の居室の出入口の幅員は、玄関は 750mm 以上、浴室の出入口においては 600mm 以上とし、浴室・玄関以外の出入口はあらかじめ

め又は軽微な改造により 750mm 以上確保できること。

⑤ 階段

イ 勾配は 22/21 以下、蹴上げの高さの 2 倍と踏面の奥行の和は 550mm 以上、650mm 以下、踏面の大きさは 195mm 以上とするとともに、勾配が 45°を超える場合には両側に手すりを設置すること。

ロ 蹴込みは 30mm 以下とすること。

ハ ホームエレベーターを設置する場合、上記イ及びロは適用しない。

⑥ 寝室、便所及び浴室

イ 浴室は、戸建住宅にあっては、内法で短辺 1,300mm 以上かつ広さ 2.0 m²以上、共同住宅にあっては、内法で短辺 1,200mm 以上かつ広さ 1.8 m²以上とすること。

ロ 便所は、便器前方に介助スペースとして有効な幅員 500mm 以上を確保すること。

ハ 特定寝室は、内法で 9 m²以上とすること。

(4) 等級 2 の仕様基準

(3)の①（ただし、ロのうち、「②から⑥までの」とあるのは、「②、③及び⑤の」と読み替える。）、②、③及び⑤に準ずる。

(5) 等級 1 の仕様基準

建築基準法施行令第 23 条に定める階段に関する基準及び同法施行令第 25 条に定める階段の手すりに関する基準を満たしていること。

※平成 12 年 2 月時点では、今後改正される建築基準法施行令の内容が未定であるため、仮に、現行の基準を上記に記述している。

3. 高齢者等配慮対策等級（共用部分）に関する評価方法

3-1. 要求事項

加齢等に伴う身体機能の低下を前提に、移動行為の安全性及び介助必要時の移動行為の容易性の高さとする。

3-2. 要求水準

次の表の(い)欄に掲げる等級毎に、建物出入口から住宅の各戸の玄関に至る空間に係る移動行為の安全性及び介助必要時の移動行為の容易性への配慮のため必要な対策が(ろ)欄に掲げる水準にあることとする。

(い) 等級	(ろ) 移動行為の安全性及び介助必要時の移動行為の容易性への 配慮のため必要な対策
5	イ 自立歩行を想定した場合に、移動行為に係る転倒、転落等の防止のため、特に余裕のある対応を行っていること。 ロ 介助が必要となった場合に、自走型車いす使用者と介助者が、住棟出入口から住宅の玄関まで特に余裕を持って到達できること。
4	イ 自立歩行を想定した場合に、移動行為に係る転倒、転落等の防止のため、余裕のある対応を行っていること。 ロ 介助が必要となった場合に、自走型車いす使用者と介助者が、住棟出入口から住宅の玄関まで余裕を持って到達できること。
3	イ 自立歩行を想定した場合に、移動行為に係る転倒、転落等の防止のため、基本的な対応を行っていること。 ロ 介助が必要となった場合に、介助者により住棟出入口から住宅の玄関まで到達できること。
2	自立歩行を想定した場合に、移動行為に係る転倒、転落等の防止のため、基本的な対応を行っていること。
1	建築基準法に定める移動行為に係る転倒、転落等の防止のための措置が講じられていること。

3-3. 判断基準

以下の仕様に適合しているものであることとし、これにより難しい場合は、特別評価方法認定により、建設大臣が認めたものによることとする。

(1) 等級5の仕様基準

① 共用廊下

- イ 少なくとも片側に手すりを床面からの高さが700mm から 900mm の位置に設置すること。
- ロ 外部開放廊下にあつては、腰壁の高さが650mm 以上 1,100mm 未満の場合、転落防止のための手すりを床面から 1,100mm 以上の高さに設置すること。また、腰壁の高さが650mm 未満の場合、腰壁から 800mm 以上の高さに設置すること。
- ハ 共用廊下の床は、段差のない構造であること。ただし、高低差が生じる場合は、④ハの基準を適用する。また、その場合に設けられる段は、②イのb、c 及びeの基準を適用すること。

② 共用階段

- イ 少なくとも一の階段は次のaからeに掲げる基準を満たすものであること。

- a 勾配は 7/11 以下、蹴上げの高さの 2 倍と踏面の奥行の和は 550mm 以上、650mm 以下とすること。
- b 踏面にすべり防止のための部材の設置を設ける場合は踏面と同一面とし、段鼻を出さないこと。
- c 蹴込みは 20mm 以下とし、蹴込み板を設置すること。
- d 最上段の通路等への食い込みや最下段の通路等への突出を避け、踊り場付き折れ階段または直階段とすること。
- e 両側に手すりを踏面からの高さが 700mm から 900mm の位置に設置すること。
- ロ 外部階段にあっては、腰壁の高さが 650mm 以上 1,100mm 未満の場合、転落防止のための手すりを踏面先端から 1,100mm 以上の高さに設置すること。また、腰壁の高さが 650mm 未満の場合、腰壁から 1,100mm 以上の高さに設置すること。

③ 共用廊下の幅員

共用廊下の幅員は、1,400mm 以上とすること。

④ エレベーター

- イ 住棟出入口のある階以外の階にある住戸の場合、エレベーターを利用し、住棟出入口のある階まで到達できること。
- ロ 住棟出入口のある階以外の階にある住戸の場合、住棟出入口に至るまでに使用するエレベーター及びエレベーターホールは、次の a から c に掲げる基準を満たすものであること。
 - a エレベーター開口幅は 800mm 以上とすること。
 - b エレベーターのかごは、内法で奥行き 1,350mm 以上とすること。
 - c エレベーターホールは、車いすが回転できるスペースとして 1,500mm 角以上を確保すること。
- ハ 住棟出入口からエレベーターホールへの経路上に高低差が生じる場合は、傾斜路と段を併設し、それぞれの有効な幅員は 1,200mm 以上とし、傾斜路と段のそれぞれ両側に手すりを床面からの高さが 700mm から 900mm の位置に設置すること。

(2) 等級 4 の仕様基準

① 共用廊下

- イ 少なくとも片側に手すりを床面からの高さが 700mm から 900mm の位置に設置すること。
- ロ 外部開放廊下にあつては、腰壁の高さが 650mm 以上 1,100mm 未満の場合、転落防止のための手すりを床面から 1,100mm 以上の高さに設置すること。また、腰壁の高さが 650mm 未満の場合、腰壁から 800mm 以上の高さに設置すること。
- ハ 共用廊下の床は、段差のない構造であること。ただし、高低差が生じる場合は、③ハの基準を適用すること。また、その場合に設けられる段は、②イの b 及び d の基準を適用すること。

② 共用階段

- イ 少なくとも一の階段は次の a から d に掲げる基準を満たすものであること。

- a 踏面は 240mm 以上、蹴上げの高さの 2 倍と踏面の奥行の和は 550mm 以上、650mm 以下とすること。
- b 蹴込みは 30mm 以下とし、蹴込み板を設置すること。
- c 最上段の通路等への食い込みや最下段の通路等への突出を避けること。
- d 少なくとも片側に手すりを踏面からの高さが 700mm から 900mm の位置に設置すること。
- ロ 外部階段にあっては、腰壁の高さが 650mm 以上 1,100mm 未満の場合、転落防止のための手すりを踏面先端から 1,100mm 以上の高さに設置すること。また、腰壁の高さが 650mm 未満の場合、腰壁から 1,100mm 以上の高さに設置すること。

③ エレベーター

- イ 住棟出入口のある階以外の階にある住戸の場合、エレベーターを利用し、住棟出入口のある階まで到達できること。
- ロ 住棟出入口のある階以外の階にある住戸の場合、住棟出入口に至るまでに使用するエレベーター及びエレベーターホールは、次の a から c に掲げる基準を満たすものであること。
 - a エレベーター開口幅は 800mm 以上とすること。
 - b エレベーターのかごは、内法で奥行き 1,350mm 以上とすること。
 - c エレベーターホールは、車いすが回転できるスペースとして 1,500mm 角以上を確保すること。
- ハ 住棟出入口からエレベーターホールへの経路上に高低差が生じる場合は、傾斜路と段を併設し、傾斜路と段のそれぞれの少なくとも片側に手すりを床面からの高さが 700mm から 900mm の位置に設置すること。

(3) 等級 3 の仕様基準

① 共用廊下

- イ 少なくとも片側に手すりを床面からの高さが 700mm から 900mm の位置に設置すること。
- ロ 外部開放廊下にあつては、腰壁の高さが 650mm 以上 1,100mm 未満の場合、転落防止のための手すりを床面から 1,100mm 以上の高さに設置すること。また、腰壁の高さが 650mm 未満の場合、腰壁から 800mm 以上の高さに設置すること。
- ハ 共用廊下の床は、段差のない構造であること。ただし、高低差が生じ、段を設ける場合は、②イの b 及び d の規定を適用すること。

② 共用階段

- イ 少なくとも一の階段は次の a から d に掲げる基準を満たすものであること。ただし、対象住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合は、上記の規定に関わらず、c 及び d に掲げる基準のみを満たしていればよい。
 - a 踏面は 240mm 以上、蹴上げの高さの 2 倍と踏面の奥行の和は 550mm 以上、650mm 以下とすること。
 - b 蹴込みは 30mm 以下とすること。

- c 最上段の通路等への食い込みや最下段の通路等への突出を避けること。
- d 少なくとも片側に手すりを踏面からの高さが 700mm から 900mm の位置に設置すること。
- ロ 外部階段にあっては、腰壁の高さが 650mm 以上 1,100mm 未満の場合、転落防止のための手すりを踏面先端から 1,100mm 以上の高さに設置すること。また、腰壁の高さが 650mm 未満の場合、腰壁から 1,100mm 以上の高さに設置すること。

③ エレベーター

- イ 住棟出入口のある階以外の階にある住戸の場合、歩行による垂直移動は 1 階部分以下に限るものとする。
- ロ 住棟出入口のある階以外の階にある住戸の場合、住棟出入口に至るまでにエレベーターを使用する場合、当該エレベーター及びエレベーターホールは、次の a 及び b に掲げる基準を満たすものであること。
 - a エレベーター開口幅は 800mm 以上とすること。
 - b エレベーターホールは、車いすが回転できるスペースとして 1,500mm 角以上を確保すること。
- ハ 住棟出入口からエレベーターホールへの経路上に高低差が生じる場合は、傾斜路と段を併設し、傾斜路と段のそれぞれ少なくとも片側に手すりを床面からの高さが 700mm から 900mm の位置に設置すること。

④ 共用階段の幅員

対象住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合、当該階から住棟出入口のある階またはエレベーター停止階に至る階段の有効幅員は 900mm 以上とすること。

(4) 等級 2 の仕様基準

(3)の①及び②に準ずる。

(5) 等級 1 の仕様基準

建築基準法施行令第 23 条に定める階段に関する基準、同法施行令第 25 条に定める階段の手すりに関する基準及び建築基準法施行令第 119 条に定める廊下の幅に関する基準を満たしていること。

「※平成 12 年 2 月時点では、今後改正される建築基準法施行令の内容が未定であるため、仮に、現行の基準を上記に記述している。」

正 誤 表

該当 ページ	正	誤
6	1. 適用範囲 新築住宅に適用する。2については戸建住宅及び共同住宅の各戸に、3、4、 <u>5及び7</u> については共同住宅の各戸に、6については戸建住宅及び共同住宅に適用する。	1. 適用範囲 新築住宅に適用する。2及び7については戸建住宅及び共同住宅の各戸に、3、4 <u>及び5</u> については共同住宅の各戸に、6については戸建住宅及び共同住宅に適用する。
16	イ 土台、外壁の枠組及び床組 次のaからcに掲げる部分について、表2－1(い)欄に掲げる樹種に応じ(ろ)欄に掲げる措置、又は、表2－2(い)欄に掲げる木質製品 <u>の種別</u> に応じ(ろ)欄に掲げる措置を講じたものであることとする。ただし、土台にあっては、等級2の仕様基準に適合するものとする。	イ 土台、外壁の枠組及び床組 次のaからcに掲げる部分について、 <u>土台、枠組、床組にあっては</u> 表2－1(い)欄に掲げる樹種に応じ(ろ)欄に掲げる措置、 <u>下地にあっては</u> 表2－2(い)欄に掲げる木質製品に応じ(ろ)欄に掲げる措置を講じたものであることとする。ただし、土台にあっては、等級2の仕様基準に適合するものとする。